

資料編

1	用語解説	96
2	浦安市の現況	109
3	市民アンケート結果概要	123
4	市民ワークショップ結果概要	130
5	都市計画マスタープラン策定の経緯	137

1 用語解説

(五十音順・アルファベット順)

あ行

浦安市景観計画

平成16年（2004年）6月に施行された「景観法^{*}」に基づき、平成21年（2009年）6月に策定した、本市の良好な景観の形成に関する基本的な計画。市全域を対象として、景観形成の基本的な方針や、それを達成するために必要な建築物等の規制に関する基準などを示している。

浦安市景観条例

良好な景観を次世代に継承することを目的として、平成20年（2008年）12月に制定した条例。「浦安市景観計画^{*}」に定める良好な景観形成を図るため、一定規模以上の建築物の建築などについて、市への届出や事前協議を義務付けている。

浦安市公共施設等総合管理計画

本市が所有・管理する全ての公共施設等を把握し、市民サービスの向上に資する適切な有効活用を図るため、平成29年（2017年）3月に策定した計画。本市が所有・管理する全ての公共施設等（建築資産及び土木インフラ資産）を対象に、各施設の管理に関する基本的な方針を示している。

浦安市国土強靱化地域計画

平成25年（2013年）12月に施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、令和3年（2021年）1月に策定した計画。いかなる大規模な災害が発生しても機能不全に陥らない、安全・安心な地域づくりを推進するため、本市を強靱化する上での基本的な考え方や「起きてはならない最悪の事態」を回避するための推進方針などを示しており、本市の様々な行政計画の指針として位置付けている。

浦安市総合計画

本市の目指すべき将来都市像やその実現に向け骨格となるまちづくりの基本的な方針などを掲げ、総合的かつ計画的に行政運営を推進していくための指針として、令和元年（2019年）12月に策定した本市の最上位の行政計画。「基本構想」と「基本計画」から構成され、「基本構想」は令和21年度（2039年度）までを、「基本計画」は令和11年度（2029年度）までを計画期間としている。

浦安市大規模土地取引行為等に関する条例

大規模な土地利用転換を伴う開発に際し、土地取引などの動向を早期に把握し、適正な土地利用の誘導を図るため、令和2年（2020年）3月に制定し、10月に施行した条例。大規模土地取引行為等を行うとしようとする場合の届出や標識設置などの必要な手続を定めるとともに、市が事業者に対し土地取引の段階から必要な指導・助言を行うことを規定している。

浦安市宅地開発事業等に関する条例

秩序あるまちの整備や快適な生活環境の保全を図り、計画的なまちづくりを推進するため、平成18年（2006年）3月に制定した条例。一定規模以上の建物の建築などの行為について、計画の事前の届出や周辺住民等への説明に加え、緑地、ごみ置き場、駐車場などの整備基準を設け、本市との事前協議を義務付けている。

浦安地区第二期住宅地基本計画（変更）

公有水面埋立事業*を行った千葉県企業庁（現・千葉県企業局）が、独立行政法人都市再生機構*及び本市と協議しながら策定した計画。昭和53年（1978年）3月に策定された「浦安地区住宅地基本設計」が基本となり、その後、昭和63年（1988年）12月、平成7年（1995年）10月、平成19年（2007年）9月の3回の見直しを行った。日の出・明海・高洲地区のまちづくりの基本理念・基本目標や土地利用の方針などが示され、当該地区におけるマスタープランとしての役割を担ってきた。

浦安都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画法第6条の2に基づき、本市におけるまちのあるべき姿や土地利用のあり方、道路・公園・下水道等の整備方針などの都市計画の基本的な方針を千葉県が広域的な視点から定めたもので、「都市計画区域マスタープラン」ともいう。平成28年（2016年）3月に見直しが行われており、本都市計画マスタープランの上位計画として位置付けている。

液状化

地震時に飽和した砂質土の間隙水圧が上昇し、有効応力が減少することによってせん断強度を失う現象。地盤が液状化*した場合には、地盤の支持力が低下するため、その上の建築物や構造物などは、沈下したり倒壊することがある。

オープンスペース

公園・広場・河川・空き地など、建物が無い土地あるいは敷地内の空地の総称。

屋外利用地

暫定的（一時的）に利用されている駐車場や資材置き場など。

温室効果ガス

二酸化炭素やメタンなど地球温暖化に影響を及ぼす気体。

か行

街区公園

都市公園法に基づく都市公園の一種で、最も身近でコミュニティの形成に利用できる公園。街区内に居住する者が容易に利用することができるように配慮し、面積は0.25haを基準とする。

ガスコージェネレーションシステム

Gas Co-Generation System。クリーンな都市ガスを燃料として、発電を行うとともに、従来の発電システムでは活用されていなかった排熱を冷暖房などに利用するシステム。

管理組合

区分所有者が全員で、建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うために構成する団体。「建物の区分所有等に関する法律」の定めるところにより、集会を開き、規約を定め、管理者を置くことができる。

管理用通路

各公共施設を管理する者が車両や徒歩で移動するための通路。兼用して一般利用者が利用できるようにしているケースも多い。

企業岸壁

荷物の積み下ろし等、企業が専用で使用している岸壁。

気候変動適応法

地球温暖化など気候の変動に起因した異常気象により、将来的に渇水の深刻化や水害・土砂災害を起こす大雨の増加などの気候変動に適応するために制定された法律。平成30年（2018年）12月1日に施行。

旧護岸（第1期護岸）

第1期公有水面埋立事業*により、入船・今川地区に海岸護岸として整備された施設。第2期公有水面埋立事業*の完了に伴い、既に護岸としての役割を終えている。

旧耐震基準

建築基準法に基づく現行の耐震基準が導入された、昭和56年（1981年）6月1日以前の耐震基準。

狭あい道路

幅員が4mに満たない道路。

緊急輸送路

災害時に、避難・救助をはじめ物資の供給などの応急対策活動実施のため、緊急車両の通行を確保すべき重要な道路で、浦安市地域防災計画で指定する道路。

クールスポット

夏の暑さを忘れられるような、身近で涼しく過ごせる空間・場所のこと。水辺、森林、公園、また休憩が可能な建物など。

景観協定

景観法*に基づく任意協定で、土地の所有者等が、建物や工作物、緑化、屋外広告物など、景観を構成する様々な事柄について一体的なルールを定めることができる制度。

景観重点区域

「浦安市景観計画*」で定められた本市において特に積極的かつ継続的に景観まちづくりを推進する区域のこと。

景観法

良好な景観の形成に向けた基本理念や住民、事業者、行政の責務などを規定した、景観に関する総合的な法律。平成16年（2004年）6月に公布。

京葉線複々線用地

JR京葉線の新木場駅以東は、将来の複々線化が容易にできるような設計で建設されており、千葉県企業庁（現・千葉県企業局）が複々線化のための用地として、沿線に確保した土地のこと。

建築協定

住宅地の環境や商業地の利便性を維持、増進するために建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠等の基準について、区域内土地所有者等の全員の合意により締結される協定。建築協定は建築基準法に基づく認可を受けて締結され、建築協定の認可等の公告のあった日以後に、協定区域内の土地の所有者等となった者に対しても効力がある。

建ぺい率

敷地面積に対する建物の建築面積の割合。

建ぺい率（％）＝〔建物の建築面積／敷地面積〕×100

広域幹線道路

都市間など、広域の交通を主として受け持つ道路。

公共サイン

本市への来訪者及び市民などの不特定多数の方を対象とした標識、地図、案内誘導板等の総称であり、市が公共空間に設置するもの。

高経年化

建物が長年使用されることで生じる経年変化や劣化、老朽化等。

交通結節機能

鉄道とバス・タクシーなどいくつかの交通機関を結びつける機能。

公有水面埋立事業

公共の用に供する水流または水面であって、国の所有に属する水面を埋め立てる事業。

固定価格買取制度

再生可能エネルギー^{*}で発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度のこと。ただし、住宅用太陽光発電の余剰電力は、固定価格での買取が10年間と定められており、本制度が開始した平成21年（2009年）11月より10年が経過した令和元年（2019年）11月以降、順次買取期間が満了を迎えている。

コミュニティバス

電車やバスのような大量輸送手段とドア・ツー・ドアの輸送が可能なタクシー、自家用車のような個別輸送手段の中間に位置するもので、大型バスでは運行できなかった住宅地など、バス利用が比較的不便な地域を対象に、小回りのきく小型バスを用い、きめ細かなサービスを提供する地域密着型のバス。

さ行

災害時医療拠点施設

災害時において主に重傷者の収容・治療を行う拠点となる施設。

再生可能エネルギー

太陽光・太陽熱、水力、風力、地熱、バイオマスなど自然現象の中で半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。

在宅避難

災害が発生した際、自宅での居住の継続が可能な場合、あえて避難所に避難せず、自宅にとどまること。

最低居住面積水準

「住生活基本計画（全国計画）」に定められた、世帯人数に応じた、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準。

最低敷地面積

建築物の敷地面積の最低限度に関する規制。元々1つの宅地であった敷地を2つ以上に分割して建築物を建築しようとした場合に、最低限確保しなければいけない敷地面積のこと。

里親

公園や道路の管理者から許可を得て緑化や清掃活動などを行う地域住民。

三番瀬

日の出地区北側に広がる東京湾奥部に残された干潟・浅海域。

三番瀬環境観察館

三番瀬の自然を活用し、環境に対する理解や関心を深めてもらうための施設。令和元年（2019年）6月にオープンした。

市街地の防火区画化

火災時の延焼拡大を防止し、道路を火災の熱から守り安全な避難路を確保するために、市街地を主要な道路等で区切り、その区域内の建物を不燃化すること。

事業用定期借地権

定期借地権の一つで、専ら事業の用に供する建物の所有を目的とするもの。

地震時等に著しく危険な密集市街地

密集市街地^{*}のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等において最低限の安全性を確保することが困難である、著しく危険な密集市街地。

持続可能なまち（づくり）

まちの魅力づくりや防災性の向上、脱炭素化に向けた取組などを通じて、様々な面で将来にわたり発展し続けることのできるまち（をつくること）。

指定避難所

災害の危険性があり避難した方が、災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在し、または自宅へ戻れなくなった方が一時的に滞在することを目的とした施設。小・中学校など。

自転車走行指導帯

自転車の走行位置をわかりやすくするために、車道の左側端を路面表示により明示した部分。

自転車駐車場

一定の区画を限って設置される自転車（原動機付自転車を含む。）を駐車（駐輪）するための施設。いわゆる駐輪場。

シビックセンター地区

本市の行政・文化・福祉の拠点となる地区。市役所、健康センター、文化会館、中央図書館、郷土博物館、浦安公園などが立地する「コア地区」と、総合福祉センター等の福祉機能が集積する「東野地区」の2地区から成る。

修景

景観が美しくなるよう整えること。

住宅ストック

ある時点において既に存在する住宅のこと。

住宅性能表示

平成12年（2000年）4月1日に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」により導入された制度に基づき、消費者による相互比較が可能になるよう住宅性能を評価したもの。

住宅セーフティネット

高齢者、障がい者、子育て世帯など、様々な世帯が住宅市場の中で住宅を確保しようとする際に、自力では対応困難な事態に直面することがあり、これに対応するために用意されている福祉施策と連携を図りながら行う様々な仕組み。

受水槽緊急遮断装置

災害時において、受水槽内の水道水の流出及び受水槽内への汚水の流入を防止するための緊急遮断の機能を有する装置。

首都直下地震

首都及びその周辺地域の直下で発生するマグニチュード7クラスの地震及び相模トラフ（相模湾から房総半島南東沖までの海底の溝）沿いなどで発生するマグニチュード8クラスの海溝型地震。

消防水利施設

消火活動に必要な防火水槽や消火栓などをいう。

人口普及率

下水道の普及率を示す指標の一つ。下水道利用人口を総人口で除した値。

新中通り

猫実三丁目・堀江二丁目と猫実四丁目・堀江三丁目の区域境を通る主要な生活道路。みなと線から5番通りまでの区間は、堀江・猫実B地区土地区画整理事業により、道路の拡幅や電線類の地中化などが行われ、良好な景観が形成されるとともに、住民の利便性や安全性が向上した。今後は、やなぎ通りからみなと線までの区間においても、猫実A地区土地区画整理事業の実施により、同様の整備が予定されている。

新橋周辺街区

みなと線、宮前通り、フラワー通りに囲まれた、境川に架かる新橋の周辺の約2.2haの区域のこと。堀江・猫実元町中央地区*内に位置する。

水際線

陸と接する水域から海岸保全施設や堤防とその後背地。

水洗化率

下水道処理区域内の人口の中で下水道へ接続している人口の占める割合。

水素エネルギー

水素を燃料としたエネルギーのこと。石炭や石油、天然ガスなどの化石燃料は燃焼させると二酸化炭素（CO₂）が発生するが、水素は燃焼させても二酸化炭素は全く発生しない。

生活利便施設

銀行や郵便局、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなど日常生活に必要な施設をいう。

ゼロエミッション電源

原子力や太陽光等の再生可能エネルギー※に基づく電源。

ゼロカーボンシティ

2050年に温室効果ガス※の排出量実質ゼロを目指すことを表明した地方公共団体。

た行

待避所

台風や集中豪雨が発生した際に、身を守るために一時的に待避する場所。

高潮

台風や発達した低気圧により波浪（高波やうねり）が発生して、海面の高さが通常より異常に高くなる現象。

地域地区

都市計画法に基づき都市計画で定められる一定の区域。都市計画区域内の土地を利用目的によって類別し、建物などについて必要な制限を課すことによって、土地を合理的に利用する目的で定められたもの。

地区計画

都市計画法に基づく地区レベルのまちづくりルールで、地区の特性やまちづくりの目標に応じて、住民の合意形成のもとに、道路や公園等の地区施設の配置、建物の用途、建ぺい率※、容積率※、建物の高さなどを定めることができる。

地籍調査

「地籍」とは、土地に関する情報（所有者、面積、土地の境界など）のことで、本市が行う地籍調査は、この地籍を調査・測量し、その成果を登記に反映するまでのことをいう。地籍調査が完了した地域は、土地の座標データを基に法務局（登記所）に登録されるため、図面から現地の位置を特定することが可能となり、災害時における復旧に役立てられるほか、境界を巡るトラブルを予防することができる。

千葉県湾岸地域における規格の高い道路計画

東京都と千葉県を結ぶ湾岸地域における新しい道路計画のこと。ルートや構造については今後検討が行われるが、当該地域における慢性的な交通渋滞の解消が課題であることや、多車線の自動車専用道路としての計画の具体化が必要であることなどが、基本方針として示されている。

長期優良住宅建築等計画の認定

長期優良住宅とは、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が、その構造及び設備について講じられた優良な住宅のこと。長期優良住宅の建築・維持保全をしようとする方は、当該住宅の建築及び維持保全に関する計画（長期優良住宅建築等計画）を作成の上、所管行政庁に認定の申請をすることができ、基準に適合する場合には認定を受けることができる。

低未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。

テラス護岸

洪水等から市街地を守るための堤防高よりも低い部分にテラスを整備した護岸のこと。

東京外かく環状道路

練馬区・さいたま市・市川市など都心から約15kmの都市を環状に連絡する全長約85kmの高規格幹線道路。令和3年（2021年）3月時点で、高谷JCTから大泉JCTまでの約50kmが開通している。

道路反射鏡

見通しの悪い区間・地点において、自動車の目視確認が困難な場合に、自動車同士の衝突防止を目的として設けられた道路上の鏡。カーブミラー。

道路付属物

道路上に設置される防護柵や道路標識、路面表示など。

特定空家等

「空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）」において定義される「特定空家等」のこと。国や千葉県、本市が所有・管理するものを除き、概ね年間を通じて使用実績がない建物等やその敷地のうち、「そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」、「そのまま放置すれば、著しく衛生上有害となるおそれのある状態」、「適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態」、「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」のいずれかの状態に該当するものを指す。

特別用途地区

用途地域^{*}による用途制限を強化又は緩和し、地区の特性に応じた望ましい環境の保全や土地利用へ誘導していくことを目的とした都市計画制度の一つ。

独立行政法人都市再生機構

→「都市再生機構」の解説（P.104）を参照

都市型水害

都市部では地面が道路舗装やコンクリートで覆われており、雨が地面に染み込まずに大部分が河川に流れ込むため、河川や水路の水位が急激に上昇し氾濫や排水機能が追い付かず浸水する水害。

都市基盤

都市における様々な活動を支える施設や機能のことで、道路、公園、河川・海岸等の施設に加え、鉄道やバスといった公共交通網、電気・ガス・上下水道等のライフライン*、ごみ・汚物処理施設などが含まれる。

都市計画道路

都市の骨格を形成し、安全・安心な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づき都市計画決定された道路。

都市再生機構

独立行政法人都市再生機構*（UR 都市機構）。平成16年（2004年）7月に、都市基盤整備公団（前身は住宅・都市整備公団）と地域振興整備公団の地方都市開発整備部門が一つになり発足した独立行政法人。大都市及び地域社会の中心都市において、市街地の整備改善や賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行う。本市では、日の出・明海地区を事業区域として、浦安東地区土地区画整理事業を実施した。

都市的空地

造成が完了しているが建築が行われていない土地及び造成中の土地、駐車場や資材置場などの屋外利用地*のこと。

都市的土地利用

主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用のこと。

土地改良事業

猫実・堀江の境にある境川と当代島の船塚川の川岸を中心に形成される古くからの市街地の周辺に広がる水田は、昭和35年（1960年）頃から始まった地盤沈下のため自然排水が困難となり荒廃が目立つようになった。これに対処するため、昭和39年（1964年）には猫実・当代島に「北部土地改良区」を、昭和40年（1965年）には堀江に「南部土地改良区」を設立し、土地改良事業が実施された。

土地利用計画

日の出・明海・高洲地区におけるまちづくりの基本理念・基本目標や土地利用の方針などが示された計画のこと。詳細は、「浦安地区第二期住宅地基本計画（変更）」の解説（P.97）を参照。

な行

南海トラフ地震

南海トラフ（駿河湾から日向灘沖までの太平洋沖の海底の溝）沿いで発生するマグニチュード8から9クラスの海溝型地震。

二次開発

土地区画整理事業や開発許可等による宅地分譲といった計画的な開発を行い整備した土地において、新たな土地取引等に伴い、当初の土地利用と異なる開発を行うこと。

二層河川

水路を上部と下部に分けた河川。猫実川では、駅前に広場空間を創出し、上部は旧江戸川から直接水を引き込んだ「せせらぎ」をつくっている。地下は浄化施設を設置し生活などの排水の浄化を行っている。

は行

排水機場

大雨等による水害を未然に防止するために、住宅地等に雨水が浸水しないように排水ポンプを運転し、河川に排水するための施設。本市は海や河川に囲まれており、排水路が河川より低い所では、普段から稼働している排水機場もある。

バスベイ

バス停留所のある場所に、歩道に切れ込みを入れたような形で設けられる、バスが停車するためのスペース。

ヒートアイランド現象

都市部において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人口排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。

ビル・エネルギー・マネジメント・システム

Building Energy Management System。略称として「BEMS（ベムス）」ともいう。ビル等の省エネルギー化のため、エネルギー利用設備をネットワーク化し、表示機能と制御機能を持つシステムのこと。

ファシリティマネジメント

公共施設の長期的な保全や利活用などを目的とした総合的な施設の管理手法。多くの自治体では、市町村合併等により生じた余剰施設の削減を大きな目的として導入しているが、本市は、計画的な施設改修による保全費用の平準化、施設関連費用の削減、施設の効率的な活用などを目的としている。

防火区画化

→「市街地の防火区画化」の解説（P.100）を参照

防災街区整備地区計画

都市計画法等で定められた密集市街地*の整備・改善手法の一つ。

火災時の延焼防止など、地区の防災性の向上を目的として、地区内の道路・公園等の配置や建物の防火上の制限などを定めることができる。

防災棧橋

大規模地震をはじめとする災害発生時に災害救助や復興支援物資の搬入などの拠点となる防災船着場。

放射16号線

東京都千代田区の皇居大手門から東京都江戸川区東葛西に至る東京都の都市計画道路^{*}。旧江戸川への架橋（堀江架橋^{*}）により、本市の都市計画道路^{*}3・1・2号線（堀江東野線）と連絡する計画がある。

堀江架橋

都市計画道路^{*}3・1・2号線（堀江東野線）と東京都江戸川区の放射16号線^{*}（都道450号線）を連絡するために旧江戸川に架ける橋りょう。千葉県では「仮称堀江橋」と呼んでいるが、本市では、見明川で既に「堀江橋」が存在していることから、区別するため「堀江架橋」と表現している。

堀江・猫実元町中央地区

やなぎ通り、宮前通り、大三角線、5番通りに囲まれた堀江二丁目、三丁目の各一部と猫実三丁目、四丁目の合計約35haの区域を指す。本地区は、かつての漁師町としての面影を残し、浦安の歴史や文化を今に伝える一方で、千葉県内で唯一「地震時等に著しく危険な密集市街地^{*}」を含んでいるなど防災面において重点的かつ緊急的な改善が求められている。

ま行

未建築宅地

都市的空地^{*}のうち、造成が完了している土地。

未接道宅地

建築基準法では、建築物の敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接していなければならないが、この接道条件を満たさない宅地。未接道宅地では、建物の新築や建替えができない。

密集市街地

老朽化した木造の建物が密集しており、かつ、避難するために十分な道路や公園などが整備されていない市街地。

密集市街地防災まちづくり方針【堀江・猫実元町中央地区編】

堀江・猫実元町中央地区^{*}の防災性能や住環境を向上させることを目標とした密集市街地^{*}の改善に向けた取組を推進するための方針。平成30年（2018年）6月に策定。

面積普及率

下水道の普及率を示す指標の一つ。整備済み面積を計画処理区域面積で除した値。

や行

ユニバーサルデザイン

全ての人のためのデザインという意味で、能力や年齢・国籍・性別などの違いを超え、ある特定の人のためでなく、全ての人々が利用しやすいように、まちづくり・ものづくり・環境づくりなどを行っていかうとする考え方。

容積率

敷地面積に対する建物の延べ床面積の合計の割合。

容積率（％）＝〔建物の延べ床面積／敷地面積〕×100

用途地域

快適で良好な環境を備えたまちを形成するために、現在の状況と将来のまちの姿を見据えて、住居系、商業系、工業系など基本となる土地利用を定めるもので、現在13種類ある。市内には住居系4、商業系2、工業系1の7種類の用途地域が定められている。

ら行

ライフライン

都市活動の機能維持のための、上下水道などの水の供給処理網、電力・ガスなどのエネルギー供給網、及び通信・電話などの情報網を含んだネットワーク。

旅行速度

ある区間を自動車で走行した距離を、信号や渋滞などによる停止時間を含め、走行に要した時間で除した値。単位はキロメートル毎時で表記する。

緑化協定

一定面積以上の工場、事業所、住宅用地等を対象として、締結する協定。

「千葉県自然環境保全条例」26条に基づき、千葉県県、本市、事業者の三者により締結する三者協定と、「浦安市みどりを育てる条例」及び「浦安市宅地開発事業等に関する条例※」に基づき、本市、事業者の二者により締結する二者協定がある。

緑地協定

住民の自主性を尊重しながら地域の緑化を推進しようとするもので、一定区間の土地所有者などの全員の合意により、緑地協定区域、樹木、植栽の場所、垣根等の構造、植栽の維持管理等の必要事項を定めた協定。都市緑地法による協定。

アルファベット

A I

Artificial Intelligenceの略。人間の知的ふるまいの一部を、ソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。人工知能ともいう。

I o T

Internet of Thingsの略。センサーを搭載したモノ同士がインターネットを介してつながることにより、人が介在しなくてもモノが自動でサービスを提供してくれるシステムのこと。

LED街灯

LED（Light emitting diode：発光ダイオード）を使用した街路照明。消費電力を大幅な削減することができるため、地球温暖化対策につながる。

ZEH（ゼッチ）

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスのこと。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー*を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支を正味（ネット）でゼロにすることを目指した住宅。マンションの場合は「ZEH-M（ゼッチ・マンション）」、ビル等の建物の場合は「ZEB（ゼブ）」という。

ZEH-M（ゼッチ・マンション）

→「ZEH（ゼッチ）」の解説を参照

ZEB（ゼブ）

→「ZEH（ゼッチ）」の解説を参照

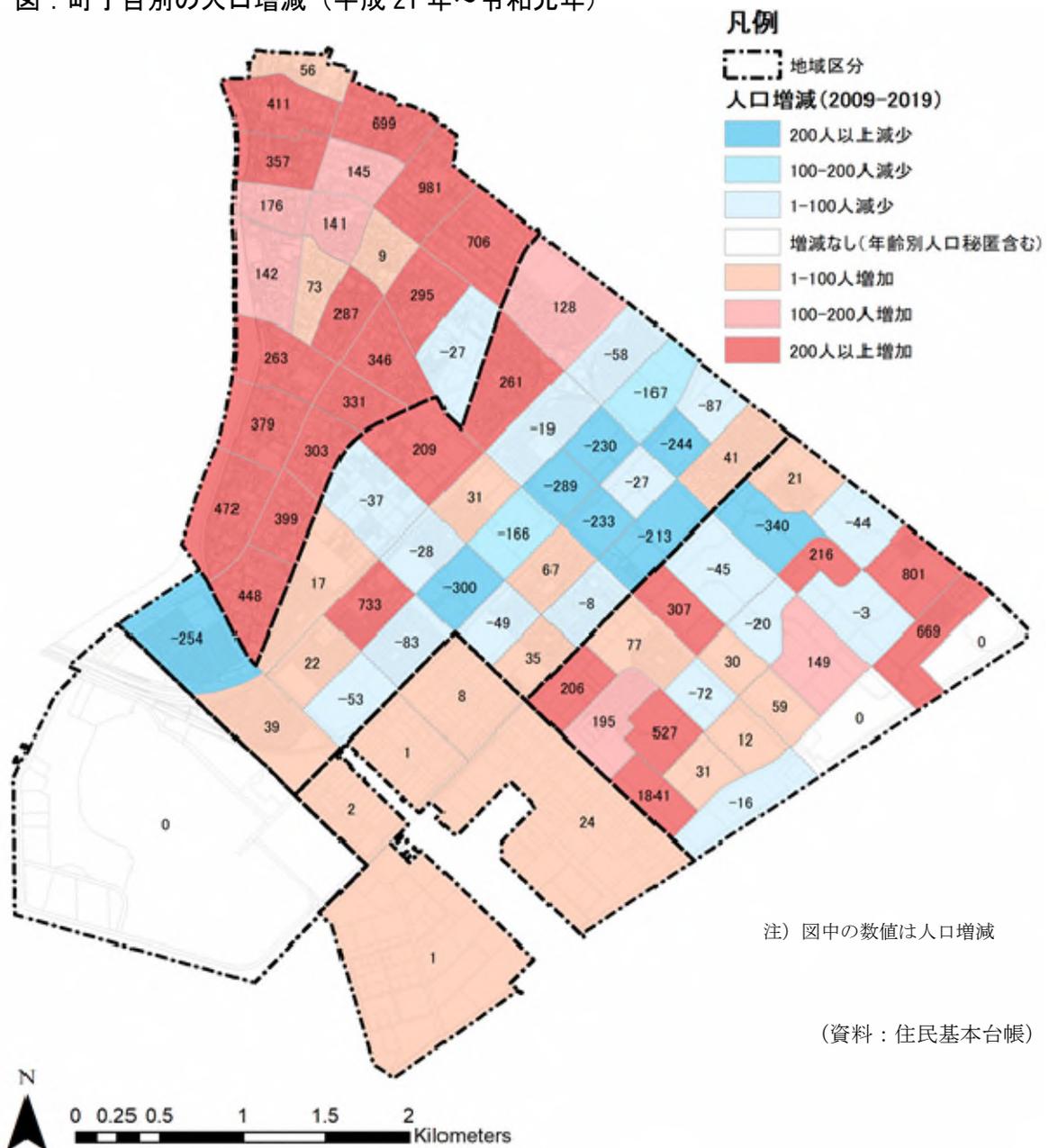
2 浦安市の現況

1 人口の推移

(1) 町丁目ごとの人口推移

平成21年（2009年）から令和元年（2019年）までの10年間における町丁目別の人口増減を見ると、旧市街地（以下「元町地域」という。）は、ほぼ全ての地区で人口が増加している一方、第1期公有水面埋立事業※により造成された住宅地（以下「中町地域」という。）では、昭和50年代を中心に集中的に開発された大規模な集合住宅団地や戸建て住宅地区を中心とした地区で減少傾向が強く見られ、多くの地区で減少しています。第2期公有水面埋立事業※により造成された住宅地（以下「新町地域」という。）では、多くの地区で増加しているものの、開発から長年が経過している集合住宅団地を中心とした地区では、中町地域での傾向と同様に減少傾向が見られます。

図：町丁目別の人口増減（平成21年～令和元年）



(2) 町丁目別の高齢化率

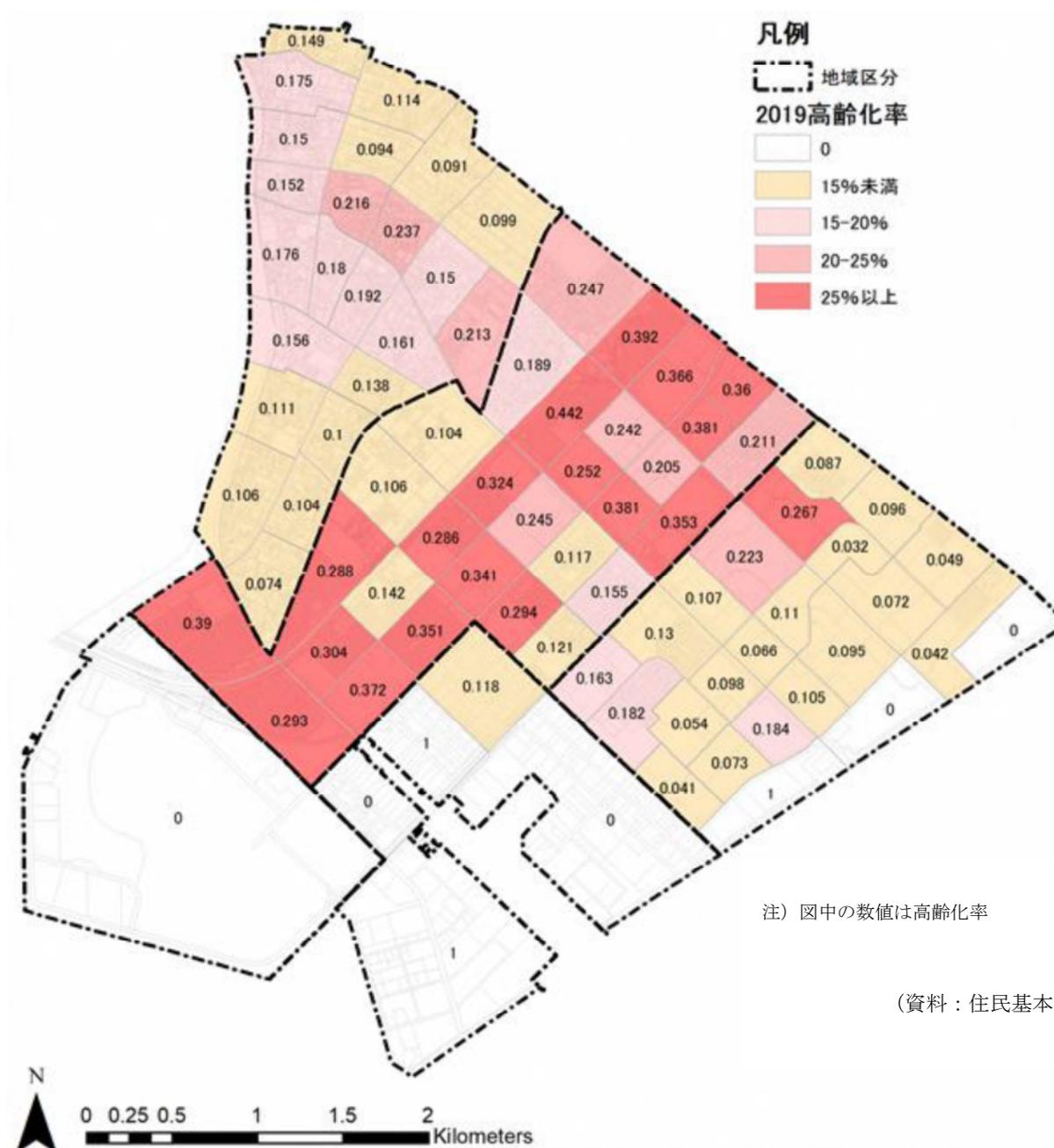
老年人口（65歳以上）については、全ての地区で増加しています。

特に、中町地域の高齢化率が他の地域に比べると高く、30%を超える地区も多く見受けられます。これは、昭和50年代を中心に集中的に開発された住宅団地の住民の高齢化が大きく影響しているものと考えられます。

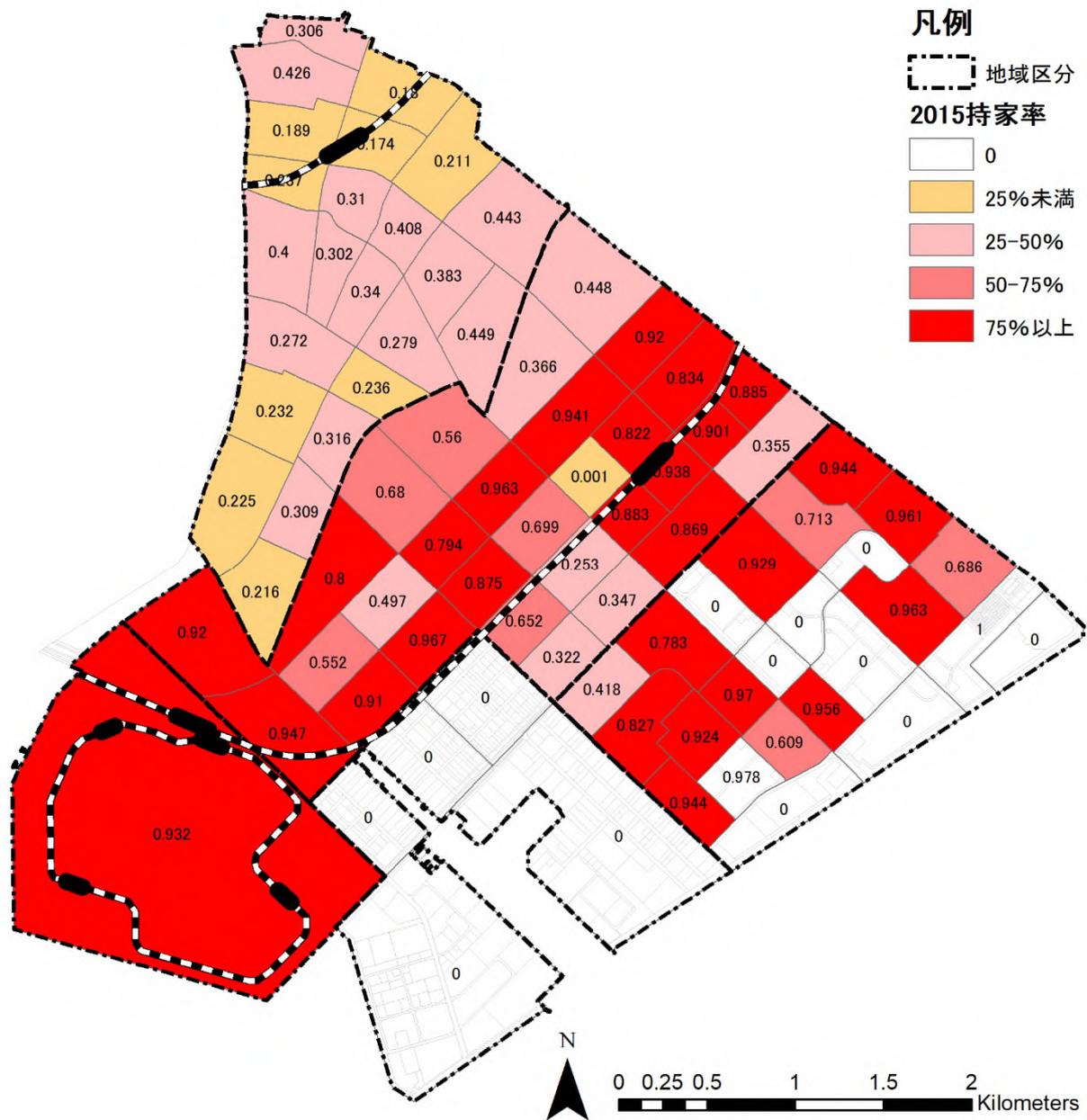
次に高齢化率が高いのは元町地域ですが、古くから市街化された地域を含んでいるにもかかわらず、高齢化の進展が比較的緩やかなのは、地域全体で借家率が高いため、若年層の転入などによる世代交代が進んでいると考えられます。

高齢化率が一番低いのは新町地域で、1990年代後半以降の住宅が多いことから、高齢化率が15%未満の地区が過半を占めていますが、中町地域と同様、持家比率の高い地区が多いため、今後急激に高齢化率が上昇していくことが見込まれています。

図：町丁目別の高齢化率（令和元年（2019年））



図：町丁目別の持家率（平成27年（2015年））



（資料：国勢調査）

2 土地利用・建物利用の状況

(1) 土地利用の変化

平成18年（2006年）から平成28年（2016年）までの間に土地利用が変化した土地の区域約183.5haのうち、住宅用地に転換された区域が約19.9%（約36.5ha）を占め、新たな住宅用地の供給が進んでいることが伺えますが、未建築宅地^{*}に転換された区域も約24.7%（約45.4ha）に達しています。

元町地域では、土地利用が変化した土地の区域約31.8haのうち、住宅用地に転換された区域が約51.3%（約16.3ha）を占めています。これら住宅用地に転換された区域のうち、屋外利用地^{*}から転換された区域が約34.8%（約5.7ha）、未建築宅地^{*}から転換された区域が約13.8%（約2.3ha）、商業用地から転換された区域も約37.8%（約6.2ha）を占めています。

中町地域では、土地利用が変化した土地の区域約22.0haのうち、住宅用地に転換された区域が約33.7%（約7.4ha）、屋外利用地^{*}に転換された区域が約21.4%（約4.7ha）を占めています。

新町地域では、土地利用が変化した土地の区域約104.1haのうち、未建築宅地^{*}に転換された区域が約40.9%（約42.6ha）を占めているほか、用途変更中の土地であった区域約85.3haのうち、約11.4haが住宅用地に、約41.6haが未建築宅地^{*}に転換されています。

図：土地利用の変化箇所（平成18年（2006年）～平成28年（2016年））



（資料：第8・10回千葉県都市計画基礎調査）

(2) 建物利用の現況

平成28年度（2016年度）に実施した都市計画基礎調査によると、本市の建物の用途を棟数で見た場合、全建物の80%以上が住居系で最も多く、以下、商業・業務系、運輸・工業系、公共系の順になっています。延べ床面積でも、住居系が最も多く、その割合は約57%となっています。

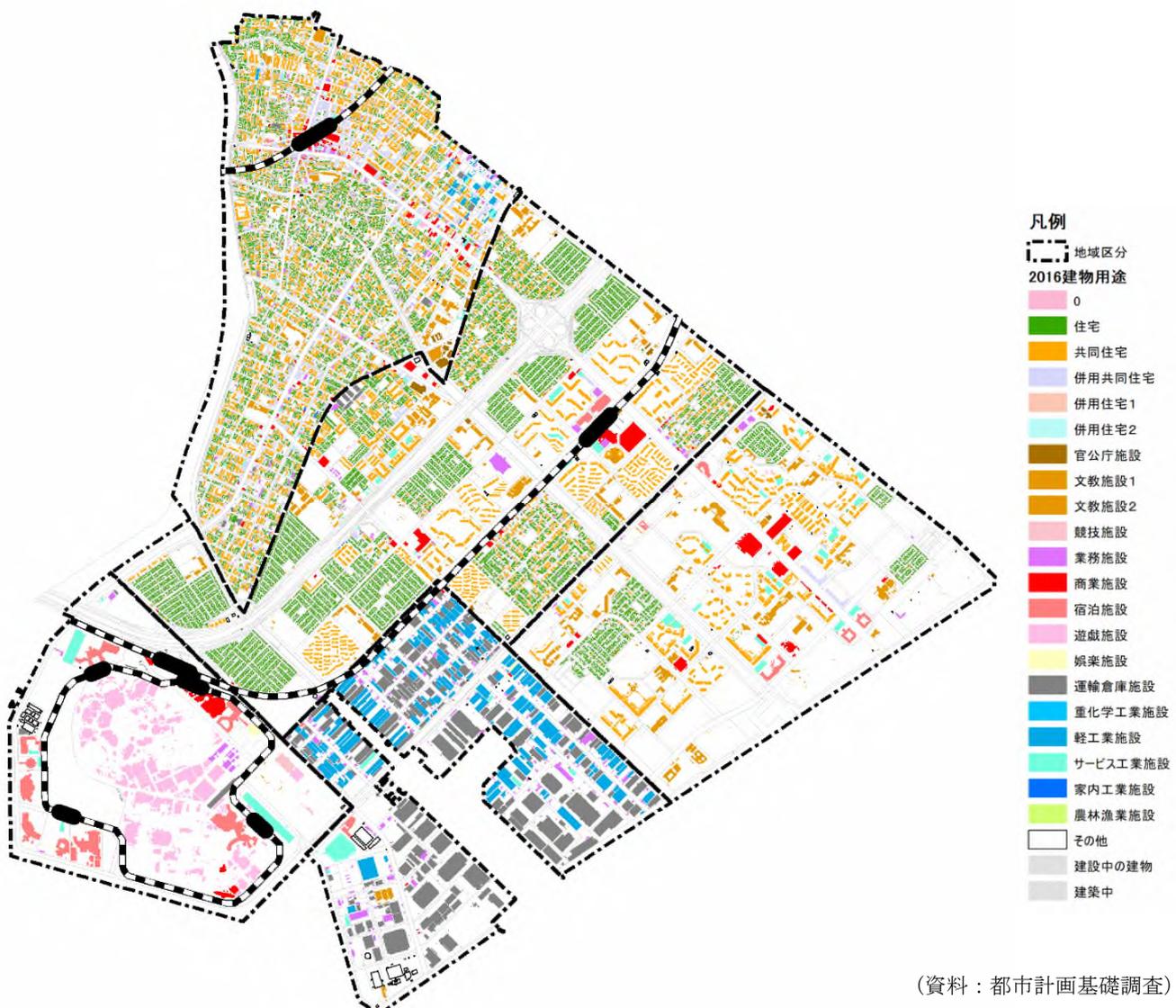
住居系の建物の棟数は約2万2千棟で、そのうち、住宅が約3分の2、共同住宅が約4分の1を占めています。延べ床面積で見ると、共同住宅が住居系全体の約63%と最も多くなり、店舗併用共同住宅も含めると住居系全体の約71.1%となります。

これを地域別で見ますと、元町地域では、住宅や共同住宅の中に併用住宅が併存しており、中町地域・新町地域では、住宅地と共同住宅地が明確に区分されているという特徴があります。

商業・業務系の建物は、浦安駅周辺及び新浦安駅周辺と、やなぎ通りと大三角線の沿道、アーバンリゾートゾーンに集中しています。

運輸・工業系の建物は、鉄鋼通り・港・千鳥地区に集中しているほか、北栄四丁目においては、住居系の建物と混在して立地しているのが見られます。

図：建物利用現況（平成28年（2016年））



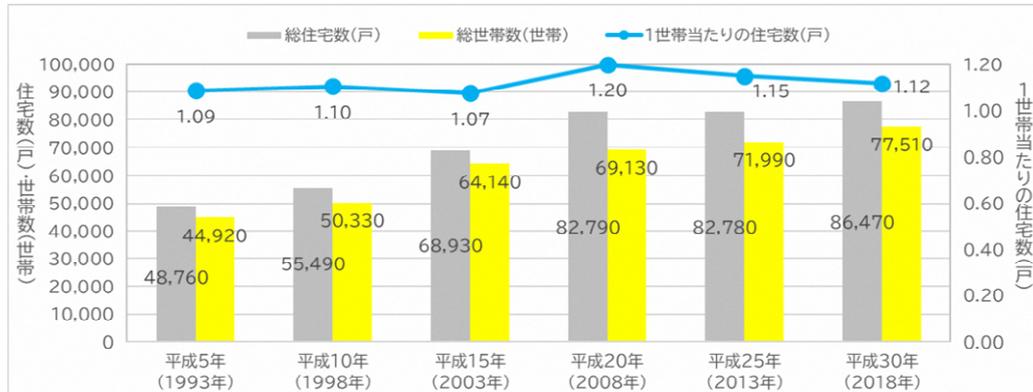
(資料：都市計画基礎調査)

3 住宅の現況

(1) 総住宅数の推移

本市の総住宅数は、埋立地における住宅開発を背景に増加傾向にあり、平成30年(2018年)10月1日現在における本市の総住宅数は86,470戸、総世帯数は77,510世帯となっています。

表：本市の総住宅数・総世帯数の推移



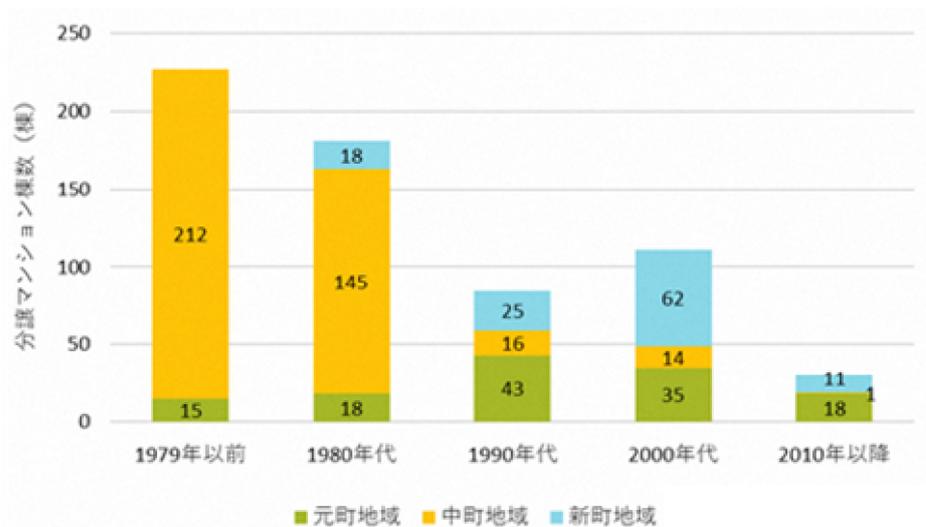
(資料：各年住宅・土地統計調査(総務省統計局))

(2) 分譲集合住宅の状況

国の「平成30年住宅・土地統計調査」によると、市内の分譲集合住宅は約2万3千戸で、居住世帯のいる住宅数約7万7千戸の約3割を占め、本市の主要な居住形態となっています。

市内の分譲集合住宅ストック※は、185管理組合※、633棟、23,818戸あり、建築後30年以上経過している分譲集合住宅は40管理組合※(21.6%)、408棟(64.5%)となっています。

表：本市の竣工年代別、地域別、分譲集合住宅棟数



(出典：第2次浦安市住生活基本計画(令和2年3月))

(3) 空き家の状況

国の「平成30年住宅・土地統計調査」によると、本市の空き家は9,110戸で、総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）は10.5%となっています。平成20年（2008年）以降、本市の空き家数及び空き家率は共に、減少傾向にあります。

また、空き家の種類別構成比を全国・県・近隣市と比較すると、本市の特徴として、空き家とされたもののうち、賃貸用や売却用の住宅などを除く長期にわたり使用されていない住宅の占める割合が低い状況にあります。

表：本市の空き家数・空き家率の推移



(資料：各年住宅・土地統計調査(総務省統計局))

本市が令和元年度（2019年度）に実施した「空家等実態調査」では、「空家等候補」と「特定空家等*候補」を合わせた空き家は162戸あり、そのうち周辺に大きな影響を及ぼす恐れのある「特定空家等*候補」は44戸となっています。

これらの空き家の所有者の多くは高齢者であり、また、ほとんどの建物が1年以上使用されていない状況です。

表：「空家等候補」及び「特定空家等*候補」の戸数と分布状況

地域	空家等候補	特定空家等*候補	小計
元町地域	77戸	29戸	106戸
中町地域	40戸	14戸	54戸
新町地域	1戸	1戸	2戸
合計	118戸	44戸	162戸

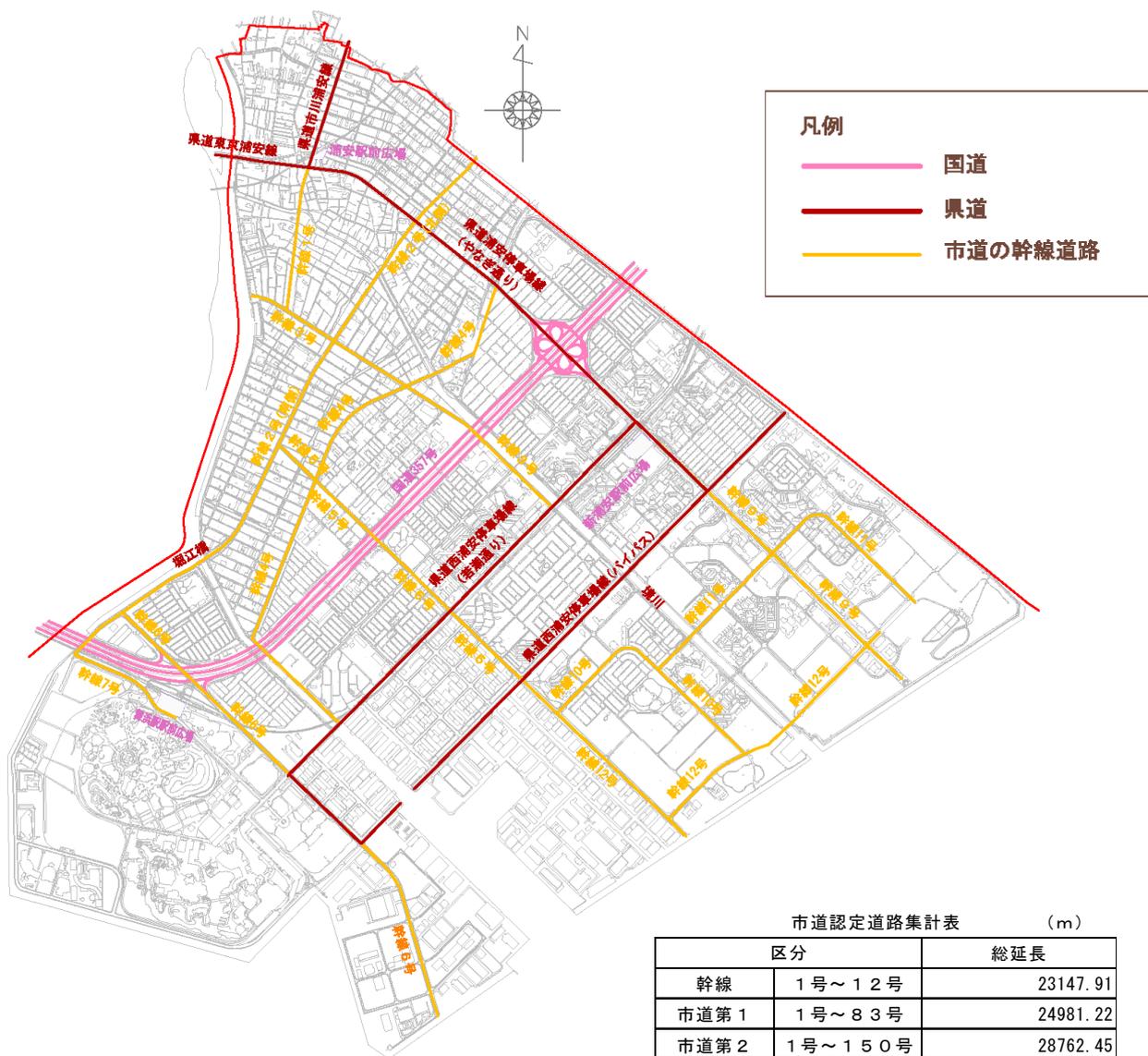
(資料：浦安市空家等実態調査報告書 令和元年12月)

4. 道路・交通の現況

(1) 道路の状況

本市における平成29年度（2017年度）の整備済みの道路の総延長は、国道が約4.5km、県道が約12.2km、市道が約230.3kmであり、総延長は約247.0kmとなっています。以下に主要な幹線道路の位置図を示します。

図表：主要幹線道路位置図



国道路線一覧表 (m)

路線名	総延長
国道357号	4,500
計	4,500

県道路線一覧表 (m)

路線名	総延長
県道浦安停車場線	2,480
県道市川浦安線	800
県道西浦安停車場線	3,375
県道西浦安停車場線(バイパス)	5,111
県道東京浦安線	469
計	12,235

市道認定道路集計表 (m)

区分		総延長
幹線	1号～12号	23147.91
市道第1	1号～83号	24981.22
市道第2	1号～150号	28762.45
市道第3	1号～55号	21684.14
市道第4	1号～79号	20859.5
市道第5	1号～54号	15913.98
市道第6	1号～108号	24804.73
市道第7	1号～111号	21721.9
市道第8	1号～71号	16027.69
市道第9	1号～46号	9459.72
市道第10	1号～11号	4987.14
市道第11	1号～44号	13844.16
市道第12	1号～6号	4079.72
計		230274.25

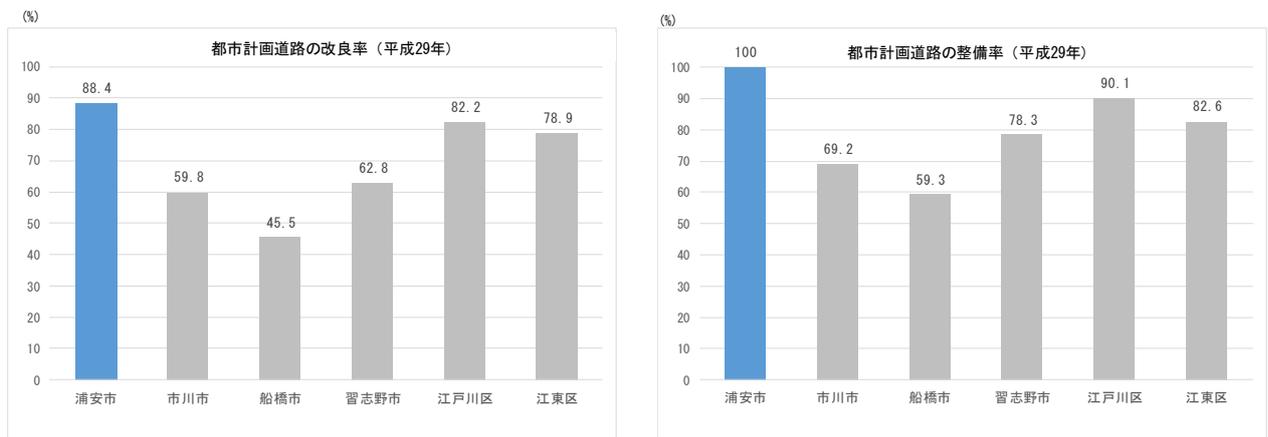
(出典：浦安市無電柱化推進計画（令和2年9月）)

(2) 都市計画道路※の整備状況

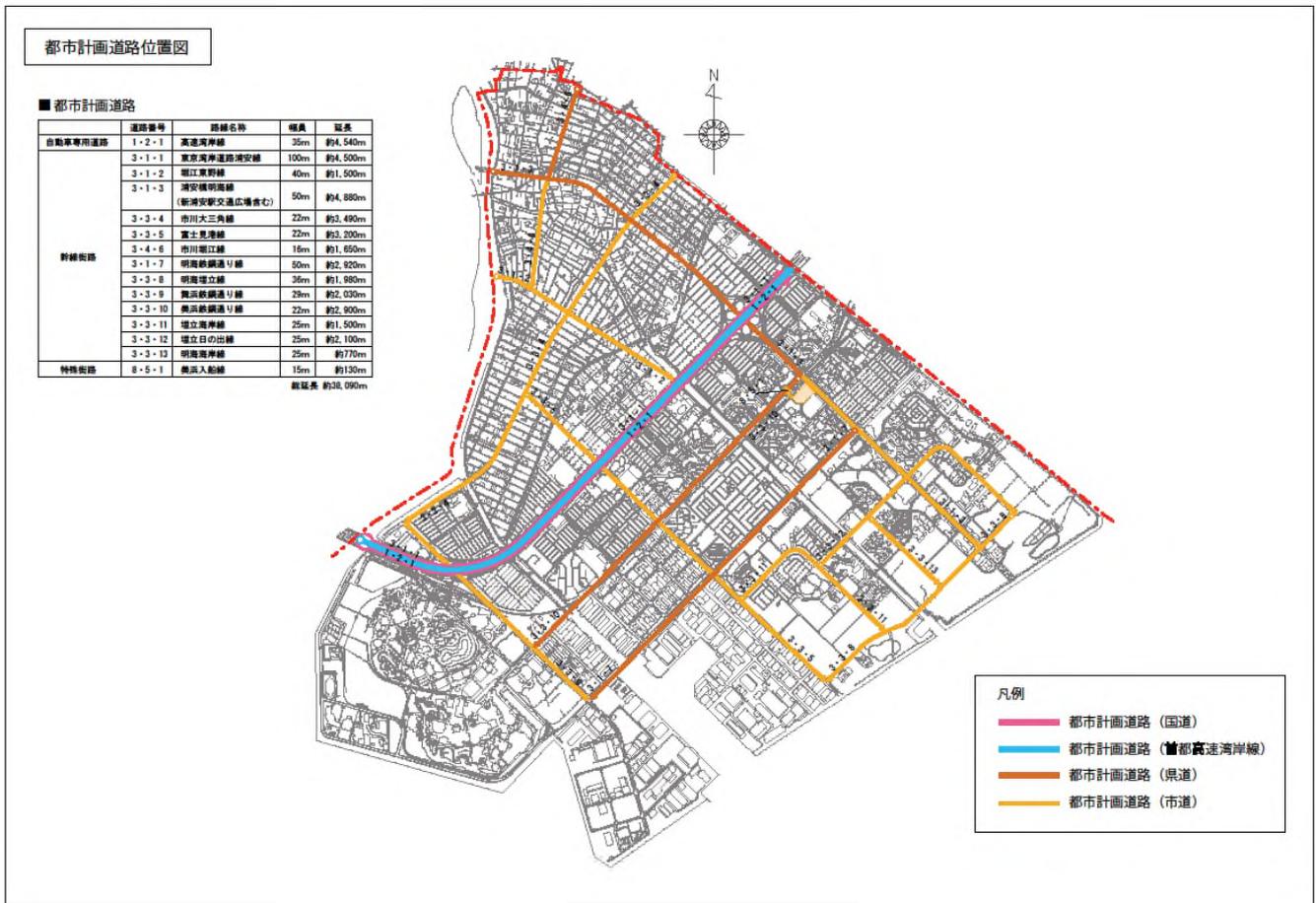
平成29年（2017年）3月末現在、本市の都市計画道路※は総延長38.09kmです。このうち改良済み延長は33.67km、改良率は88.4%に達しており、改良率は近隣自治体と比較すると高水準にあります。

また、都市計画道路※と同程度の機能を果たし得る現況道路として、概ね計画幅員の3分の2以上又は4車線以上の幅員を有する概成済みの都市計画道路※の延長は4.42kmであり、これと改良済みを合わせた整備済み延長は38.09km、整備率は100.0%となっています。

表：都市計画道路※の改良率・整備率の近隣自治体との比較



（出典：国土交通省「平成29年都市計画現況調査（平成29年3月31日現在）」）

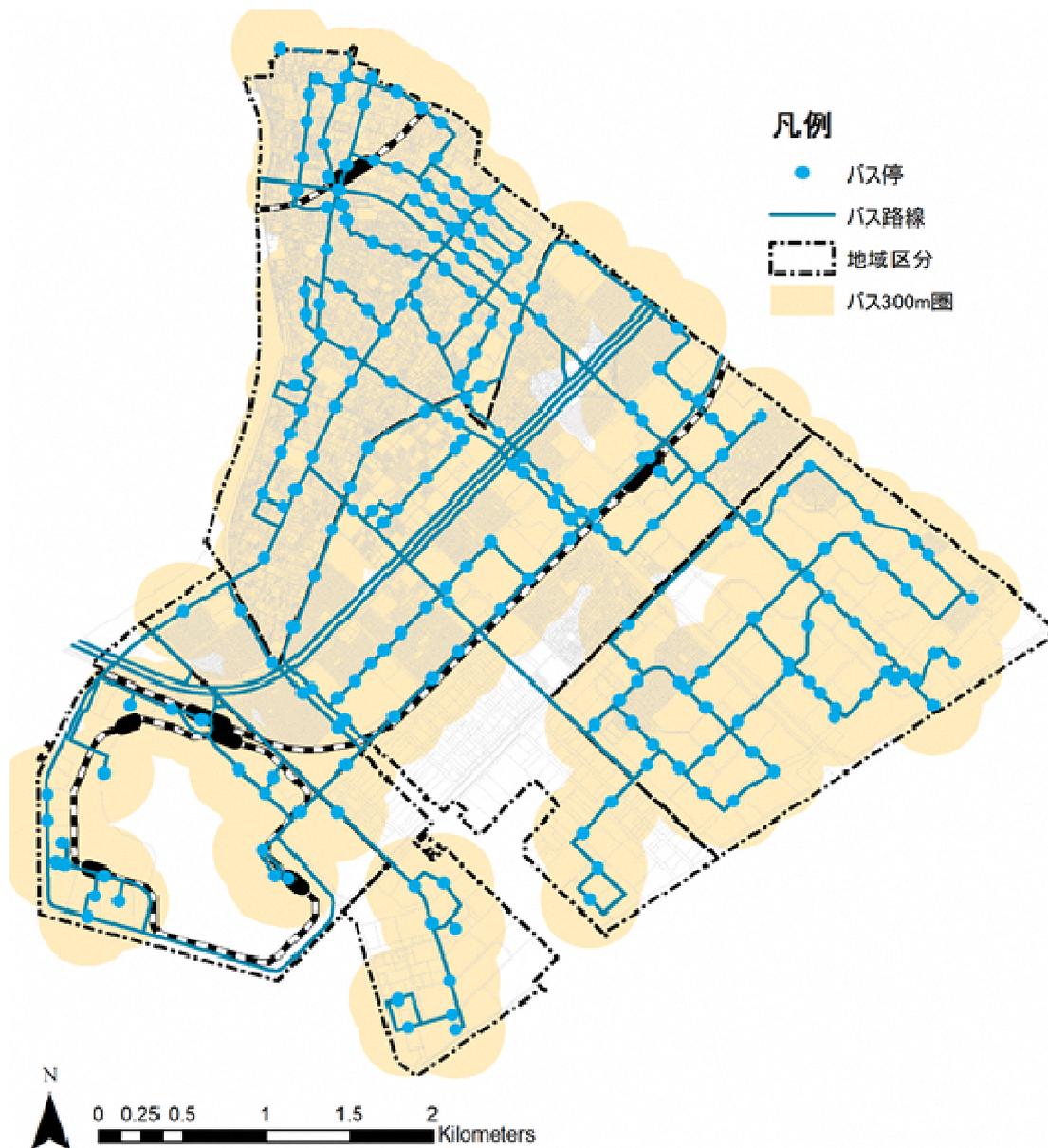


(3) バスネットワークの現状

本市では、浦安駅・新浦安駅・舞浜駅の鉄道3駅を中心に、路線バスとコミュニティバス※によるバスネットワークが形成されています。

バス停から半径300mの利用圏のカバー状況を見ると、住宅ゾーンにおいては概ね全体をカバーしています。

図 バスネットワークとバス停利用圏のカバー状況



5. 水とみどりの現況

(1) 公園・緑地の現況

埋立地が市域の約4分の3を占める本市は、樹林地等のまとまったみどりが少なく、埋立地を中心に計画的に公園緑地や緑道の整備を進め、緑地面積は順調に増加しています。

本市が管理する公園緑地や緑道は、令和2年（2020年）3月末現在154施設あり、街区公園※が112施設、近隣公園が12施設、地区公園が3施設、運動公園が1施設、総合公園が1施設、墓地公園が1施設、緑地・緑道が24施設となっています。

表：都市公園などの面積と市民一人当たりの面積

項目	令和元年度	平成24年度
都市公園面積 (㎡/人) ※1	6.9 ㎡/人 (117.4ha)	6.6 ㎡/人 (106.8ha)
都市公園など面積 (㎡/人) ※1	10.4 ㎡/人 (177.9ha)	10.3 ㎡/人 (167.3ha)

※1：「都市公園など」には、都市公園（街区公園※、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、墓地公園など）と公共施設緑地を含む。

（出典：令和2年度版浦安市第2次環境基本計画年次報告書（令和3年3月））

図：公園種別状況



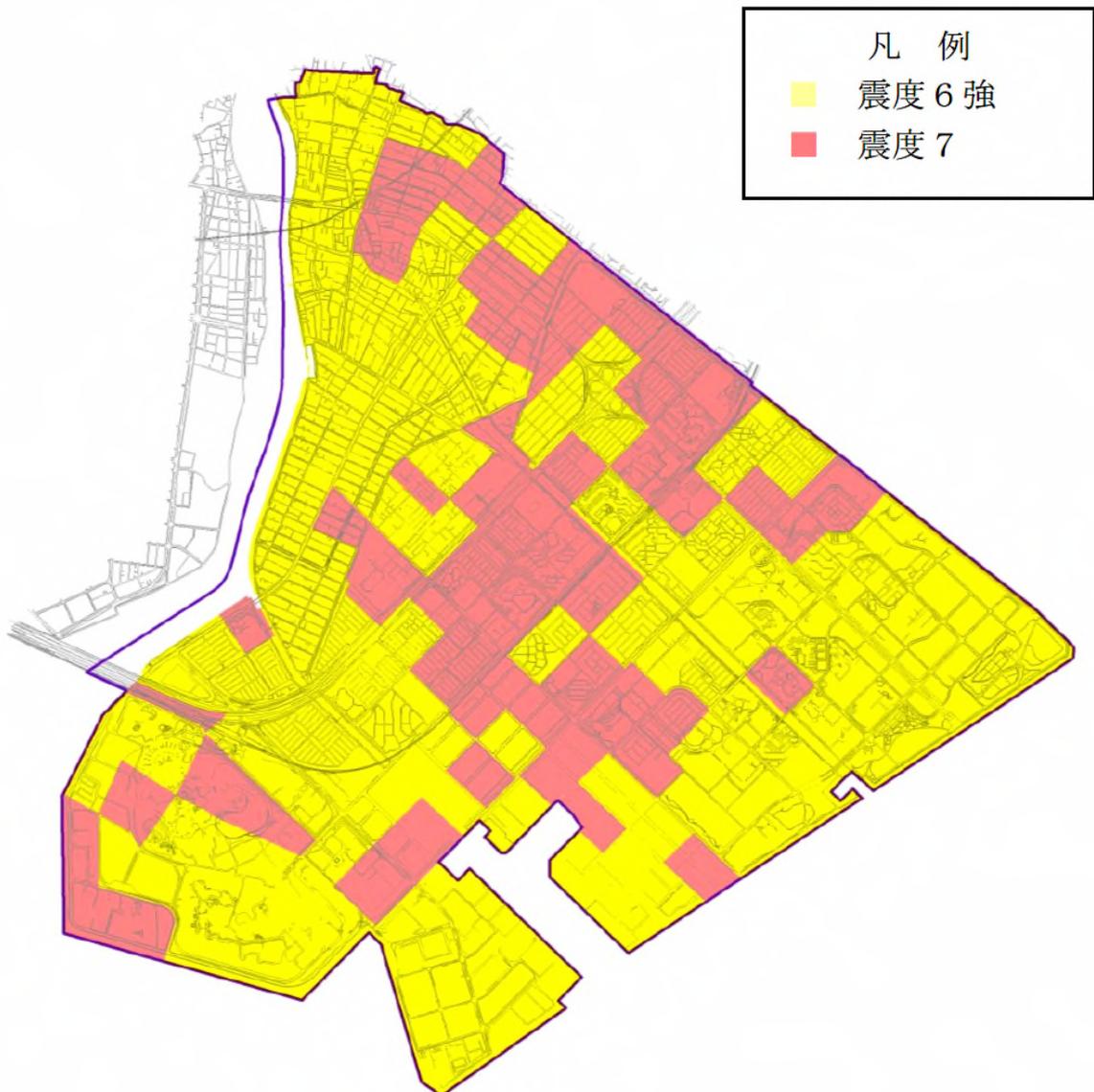
6. 災害に対する被害想定状況

(1) 地震の被害想定

首都直下地震^{*}として想定されているタイプの地震のうち、本市が最大の被害となると予測される「浦安市直下を震源域とする地表断層が不明瞭な地殻内の地震」（以下「浦安市直下地震」という。）が発生した場合、市内全域が震度6強で、中町地域を中心に震度7の地区も想定されています。

想定	浦安市直下地震 震源を浦安市直下約5.1km、マグニチュードを7.1に設定（平成25年首都直下地震 [*] モデル検討会（中央防災会議）の公表を参考に設定）
----	--

図：浦安市直下地震で予測される震度分布



（出典：浦安市地域防災計画（令和2年度修正））

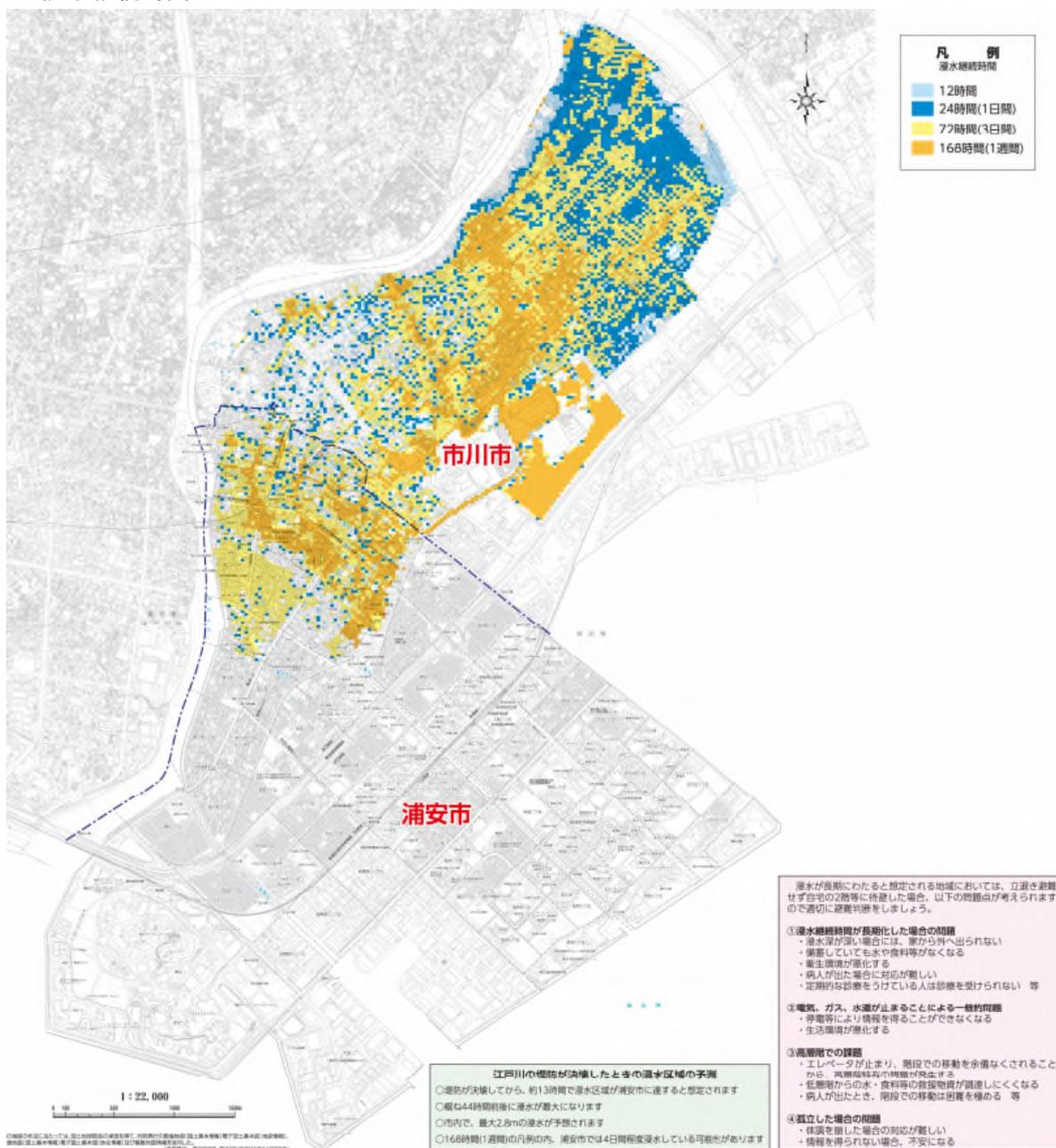
(2) 水害の被害想定

①外水氾濫（江戸川洪水）

本市は、想定最大規模の大雨が利根川上流域に降り、江戸川が増水し、江戸川放水路が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測した洪水浸水想定を本計画の想定災害としています。この場合、当代島・北栄・猫実・堀江地区において0.5～3mの浸水が想定され、浸水継続時間が1週間と想定されている地区もあります。

想定雨量 (想定最大規模)	72時間総雨量 491mm (利根川流域、八斗島(群馬県伊勢崎市)上流域)
浸水想定区域 (想定最大規模)	最大浸水深 2.8m

図：浸水継続時間

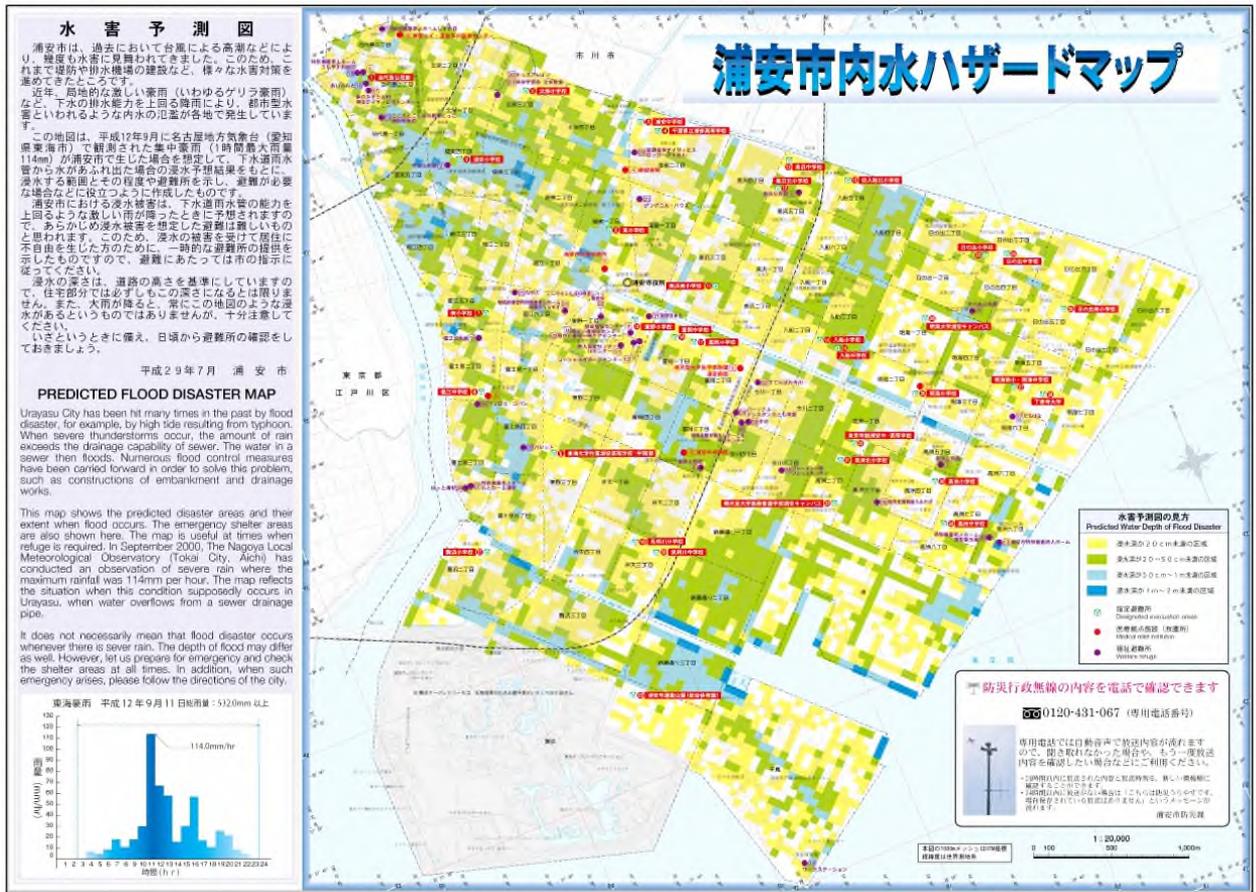


②内水氾濫（集中豪雨）

本市は、短時間強雨を含む集中豪雨を想定した浸水シミュレーションにより予測した内水氾濫による浸水想定を本計画の想定災害としています。

想定雨量	1時間最大 114mm (平成12年秋雨前線と台風第14号による大雨(東海豪雨))
浸水想定区域	下図のとおり

図：浦安市内水ハザードマップ



3 市民アンケート結果概要

1 調査の概要

(1) 調査の概要

① 調査目的

新たな都市計画マスタープランを検討する上での基礎資料とするため、市民の生活実態や身近な生活環境に対する意識、また、本市のまちづくりに対する市民意識などに関する調査を実施しました。

② 調査方法

・調査対象	満 16 歳以上の市内在住者
・対象者数	2,000 人
・対象者の抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
・調査区域	浦安市全域
・調査方法	郵送配布・郵送回収
・調査実施期間	令和 2 年 3 月 13 日～3月 27 日

③ 調査票の配布及び回収結果

・調査票配布数	1,945 票
・有効回収数	855 票
・有効回収率	44.0 %

(2) 設問の内容

- ・性別や年齢、おおまかな居住地など、回答者の基本属性に関する設問
- ・本市での住みやすさに関する設問
- ・最もよく利用する駅の利用実態に関する設問
- ・本市における近年の都市政策・都市整備分野のまちづくりに対する評価に関する設問
- ・店舗や医療・福祉施設、公園、学校などの生活を支える身近な施設に対する満足感や重要度に関する設問
- ・食料品や生活必需品の購入先や購入頻度、購入先までの交通手段に関する設問
- ・自家用車の所有状況に関する設問
- ・本市のまちづくりに対する意見や要望などに関する設問（自由記述）

(3) 集計に関する留意事項

- ・集計は小数点第 2 位を四捨五入して算出しました。したがって、数値の合計が 100.0%にならない場合があります。
- ・回答の比率 (%) は、その設問の回答者数を基数 (n) として算出しました。したがって、複数回答の設問の場合、すべての比率を合計すると 100%を超えることがあります。
- ・標本を無作為に抽出した統計数値には標本誤差があります。標本誤差は次式で近似できます（信頼度を 95%とする）。標本誤差の幅は、比率算出の基数 (n)、及び回答比率 (p) によって異なります。

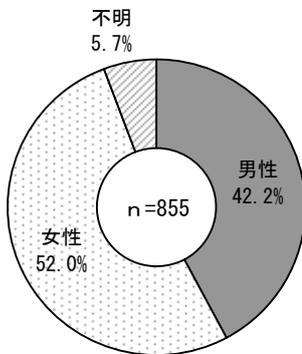
$$\text{標本誤差} = \pm 1.96 \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{p(1-p)}{n}}$$

N=母集団数（浦安市の 16 歳以上の人口）、n=比率算出の基数（回答者数）、p=回答の比率 (%)

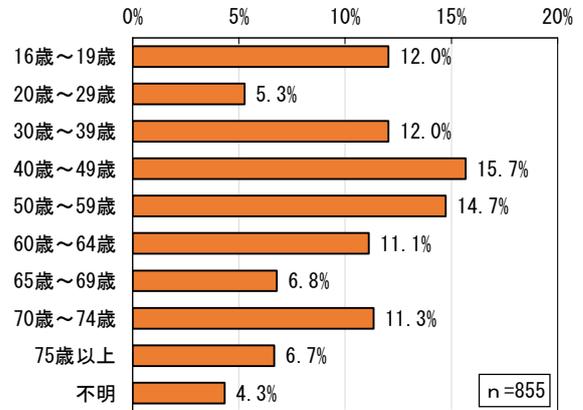
2 調査結果

(1) 回答者の属性

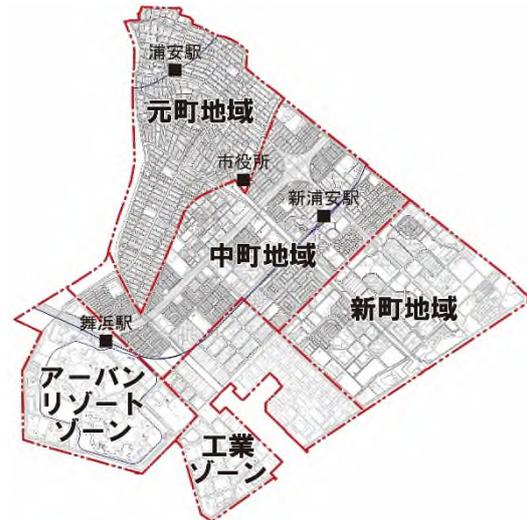
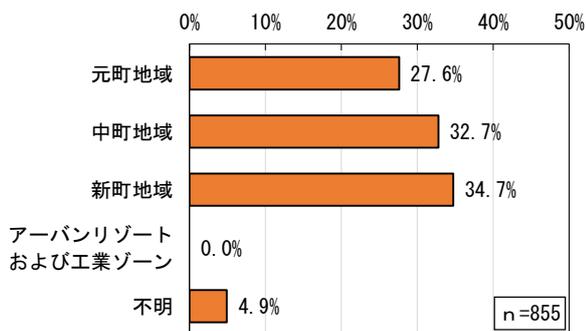
図表 性別



図表 年齢



図表 住まい 地域



元町地域…当代島、北栄、堀江、猫実、富士見
 中町地域…海楽、東野、舞浜2・3丁目、弁天、
 富岡、今川、美浜、入船

新町地域…高洲、明海、日の出

アーバンリゾート及び工業ゾーン

…ディズニーリゾート、鉄鋼通り、港、千鳥

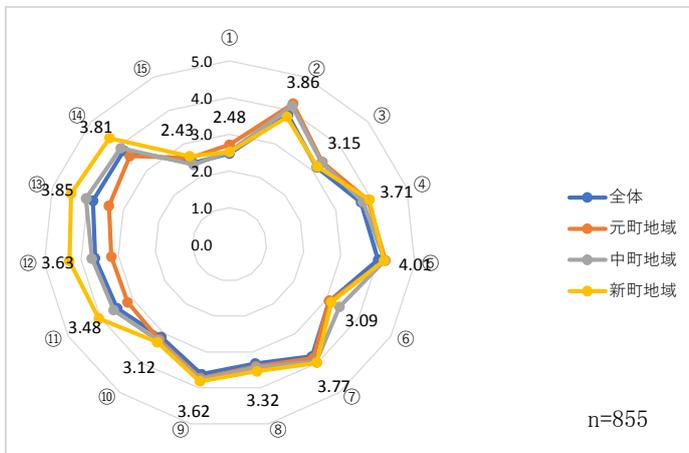
(2) 住みやすさの評価

本設問では、本市の住みやすさにつながる15項目について、「そう思う」、「ややそう思う」、「どちらともいえない」、「あまりそう思わない」、「そう思わない」の5つの選択肢を用いて尋ねました。

市全体で見ると、「②通勤に便利である」や「⑤食料や日用品の買い物がしやすい」といった項目については評価が高く、一方、「①土地や家賃が手頃である」や「⑬災害に強い」の項目については評価が低くなっています。

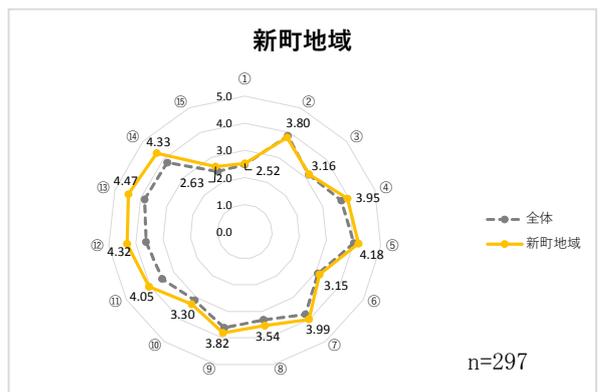
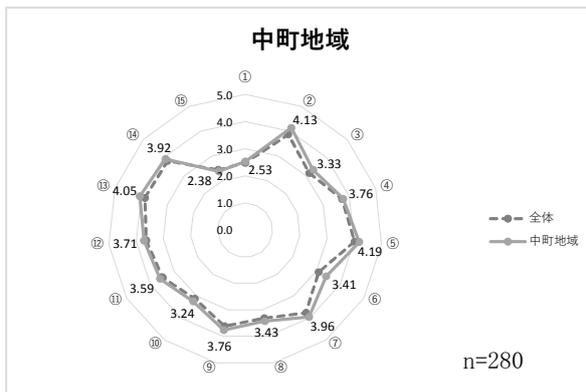
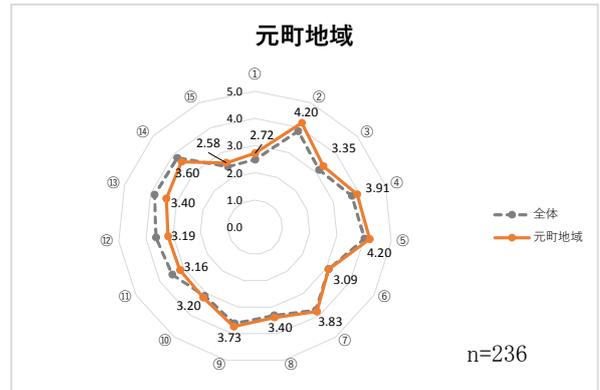
また、元町・中町・新町地域の各地域について見ると、「⑪車での通行がしやすい」、「⑫歩行空間が歩きやすい」、「⑬公園や緑が身近に多い」、「⑭治安が良い」の各項目については、地域間で評価に差が見られ、いずれも、新町地域、中町地域、元町地域の順で評価が高くなっています。

図表 浦安市の住みやすさ



①	土地や家賃が手頃である
②	通勤に便利である
③	大学や高校、私立中学校等の通学が便利である
④	市内のバス路線が充実している
⑤	食料や日用品などの買い物がしやすい
⑥	洋服や家電、趣味品などの買い物がしやすい
⑦	図書館や公民館、文化施設など利用しやすい
⑧	子育て支援の施設やサービスが充実している
⑨	医療機関が充実している
⑩	介護や福祉の施設・サービスが充実している
⑪	車での通行がしやすい
⑫	歩行空間が歩きやすい
⑬	公園や緑が身近に多い
⑭	治安が良い
⑮	災害に強い

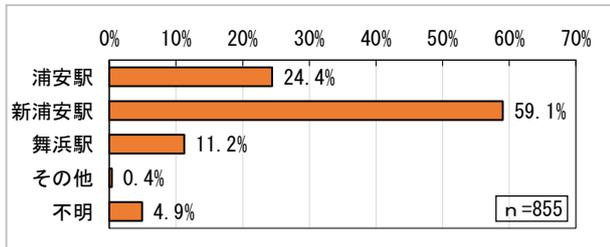
※グラフの数値は「そう思う」…5点、「ややそう思う」…4点、「どちらともいえない」…3点、「あまりそう思わない」…2点、「そう思わない」…1点として回答を数値化し、項目ごとに平均した点数となっており、点数が多いほど評価が高いことを示す。



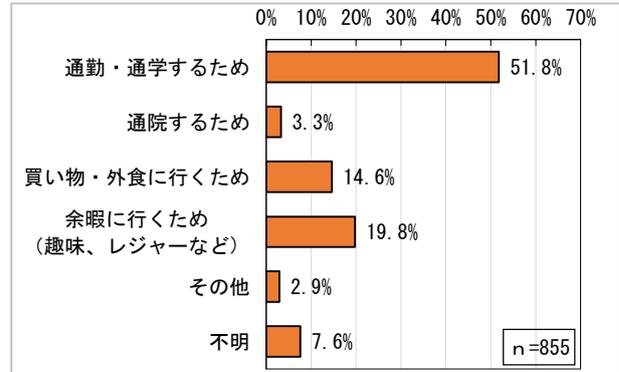
(3) 駅利用の状況

本設問では、本市の都市拠点である浦安駅、新浦安駅、舞浜駅の3駅の利用状況や、駅までの移動手段について尋ねました。

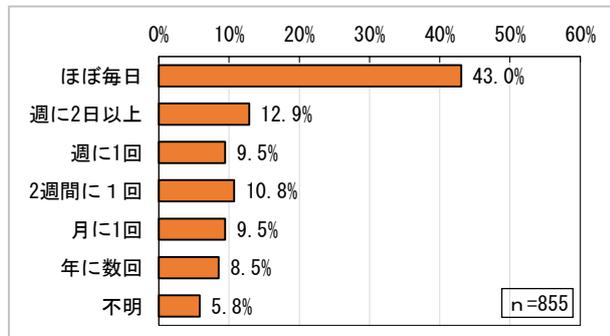
図表 利用駅



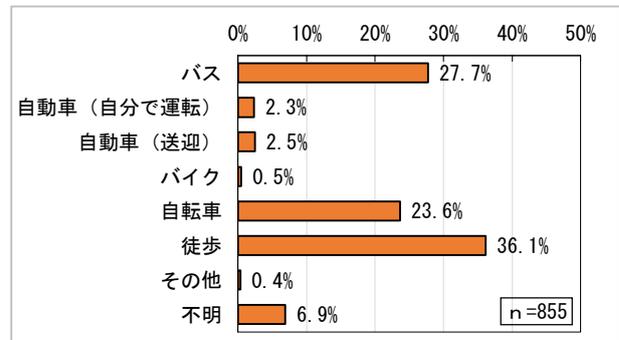
図表 駅利用目的



図表 駅利用頻度



図表 駅までの移動手段



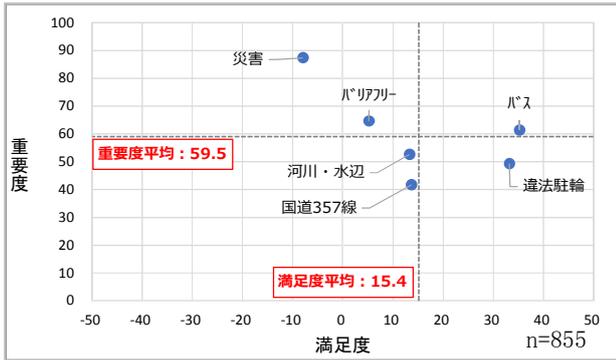
(4) 浦安市のまちづくりに対する評価

本設問では、市全域及び市内4地域（元町地域、中町地域、新町地域、アーバンリゾート及び工業ゾーン）ごとに、平成20年度（2008年度）に実施したアンケートの結果から、関心の高かったまちづくりのテーマを示し、各項目について、「満足度」、「重要度」、「概ね5年前と比較した改善度」を尋ねました。

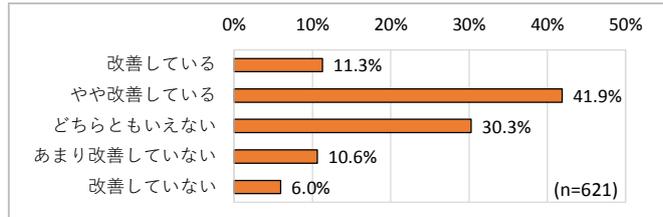
回答結果の分析方法として、初めに「重要度」を縦軸に、「満足度」を横軸に設定した座標平面を作成し、地域ごとに、各項目に関する「満足度」と「重要度」の組をプロットしました。

その後、最も改善が求められる項目（「重要度」が高いが「満足度」の低い項目で、座標平面上、最も左上に位置している項目）について、「概ね5年前と比較した改善度」に関する回答を集計し、近年、改善の傾向が見られるか調査しました。

図表 満足度と重要度の関係



図表 「災害に強い市街地の形成」の改善度



災害	災害に強い市街地の形成
バリアフリー	街のバリアフリー化
違法駐輪	駅周辺の違法駐輪への対応
バス	バス交通の環境整備
河川・水辺	河川、水辺の環境整備
国道357線	国道357号線の立体交差

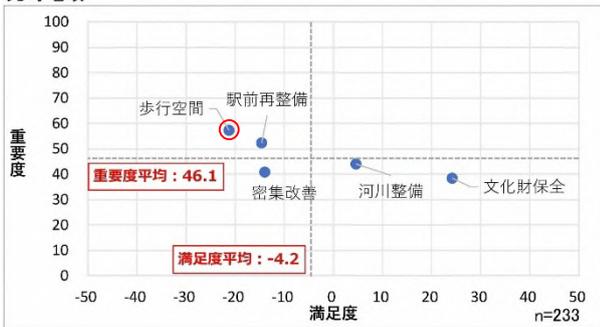
縦軸の指標値(重要度)…重要度の回答による係数×票数

(重要: +1、やや重要: +0.5、どちらともいえない: 0、あまり重要ではない: -0.5、重要ではない: -1)

横軸の指標値(満足度)…満足度の回答による係数×票数

(満足: +1、やや満足: +0.5、どちらともいえない: 0、やや不満: -0.5、不満: -1)

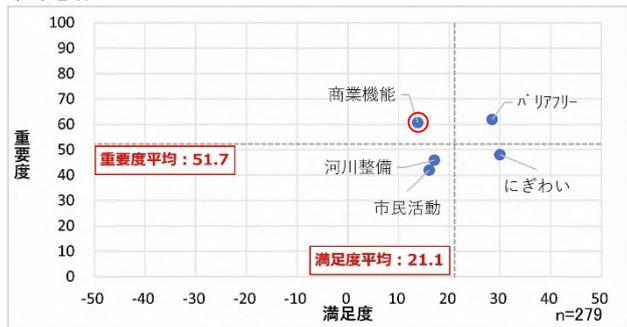
元町地域



■元町地域

駅前再整備	浦安駅前の再整備
密集改善	密集市街地の改善
文化財保全	歴史的・文化的な建築物や寺社などの維持保全
歩行空間	浦安駅周辺の安全で快適な歩行空間の創出
河川整備	境川、旧江戸川の環境整備

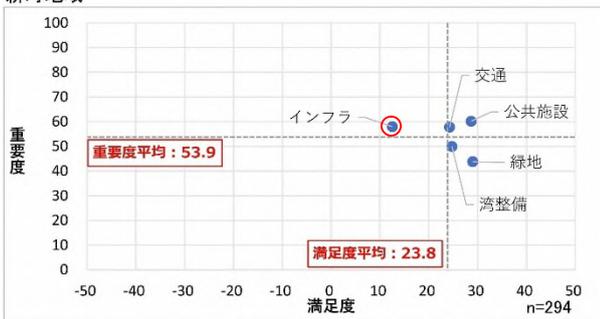
中町地域



■中町地域

河川整備	境川や見明川、三番瀬の環境整備
バリアフリー	新浦安駅周辺のバリアフリー化
にぎわい	新浦安駅のにぎわいのある駅前空間の創出
市民活動	生涯学習や市民活動を支援する施設づくり
商業機能	身近な商業機能の維持・活性化

新町地域



■新町地域

湾整備	三番瀬、東京湾沿いの環境整備
公共施設	学校や医療・福祉施設など身近な公共施設の整備
緑地	境川沿いの緑地整備
交通	幹線道路の整備と自転車、歩行者が快適に利用できるネットワークづくり
インフラ	業務施設や商業施設の充実

(5) 生活を支える身近な施設に対する満足感や重要度

本設問では、自らが生活する身近な範囲における、生活を支える各施設に関する満足感と重要度について尋ねました。

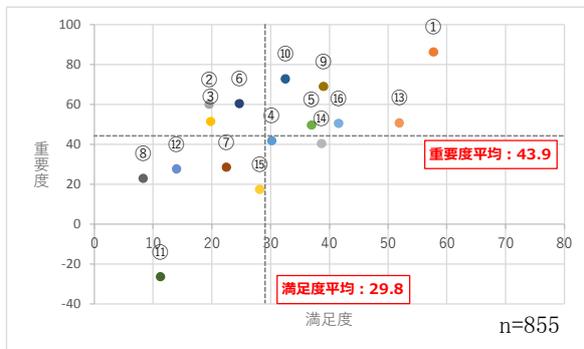
市全体で見ると、重要度と満足度が比例関係にある傾向が見て取れ、各項目に関する満足度の平均値も正值となっています。

元町地域については、「①食料品や日用品の買い物への行きやすさ」や「③飲食店への行きやすさ」に関する満足度が他の地域と比べて高い一方、「②衣服、家具、家電などの買い物への行きやすさ」や「⑬公園への行きやすさ」に関する満足度は低くなっています。

中町地域については、各項目の満足度の平均値が他の地域と比べて高い結果となっており、重要度と満足度の比例関係が明瞭に見て取れます。

新町地域については、「⑬公園への行きやすさ」に関する満足度が他の地域を大きく上回っている一方、「③飲食店への行きやすさ」や「⑥銀行、銀行ATMへの行きやすさ」に関する満足度は低くなっています。

図表 満足度と重要度の関係



①	食料品や日用品の買い物への行きやすさ
②	衣服、家具、家電などの買い物への行きやすさ
③	飲食店への行きやすさ
④	生活関連サービス店への行きやすさ
⑤	郵便局への行きやすさ
⑥	銀行、銀行ATMへの行きやすさ
⑦	児童福祉施設への行きやすさ
⑧	高齢者福祉施設への行きやすさ
⑨	診療所への行きやすさ
⑩	病院への行きやすさ
⑪	娯楽・遊戯施設への行きやすさ
⑫	運動施設への行きやすさ
⑬	公園への行きやすさ
⑭	学校(小・中・高)への行きやすさ
⑮	近隣住民と交流する場への行きやすさ
⑯	公共施設への行きやすさ

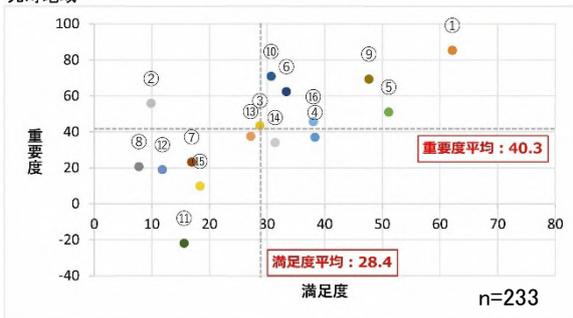
縦軸の指標値(重要度)…重要度の回答による係数×票数

(重要:+1、やや重要:+0.5、どちらともいえない:0、あまり重要ではない:-0.5、重要ではない:-1)

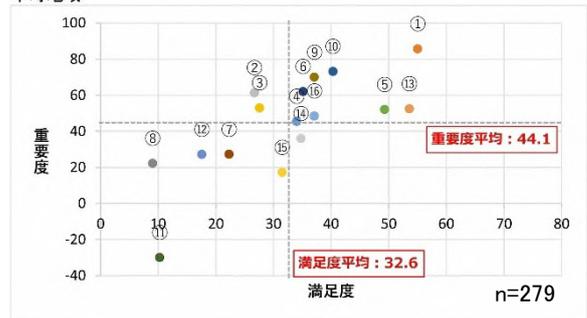
横軸の指標値(満足度)…満足度の回答による係数×票数

(満足:+1、やや満足:+0.5、どちらともいえない:0、やや不満:-0.5、不満:-1)

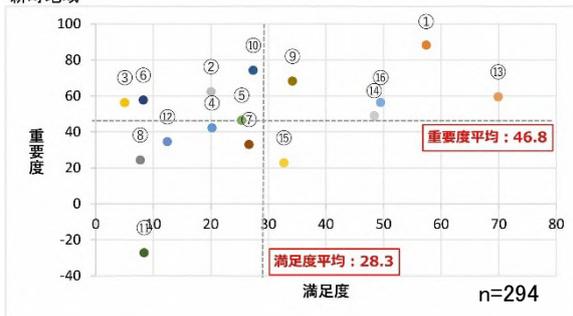
元町地域



中町地域



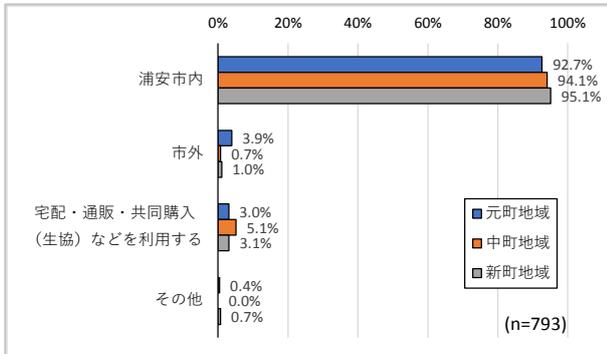
新町地域



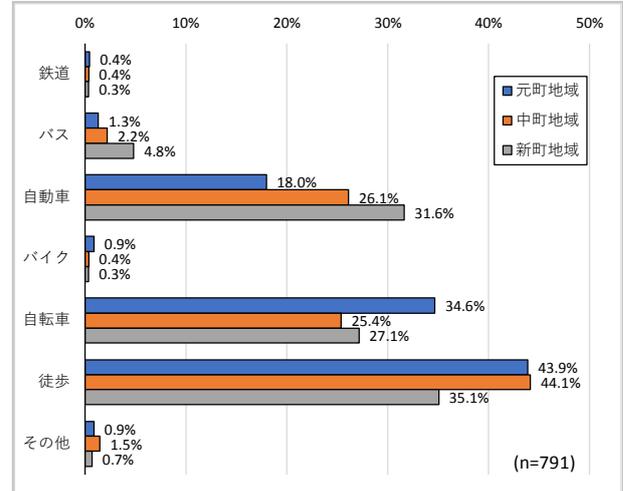
(6) 「日用品」の買い物や交通手段、自家用車の所有状況

本設問では、前の設問で尋ねた各施設の内、特に「日用品」を販売する施設について、主な購入先やその際に利用する主な交通手段を尋ねるとともに、自家用車の保有状況について尋ねました。

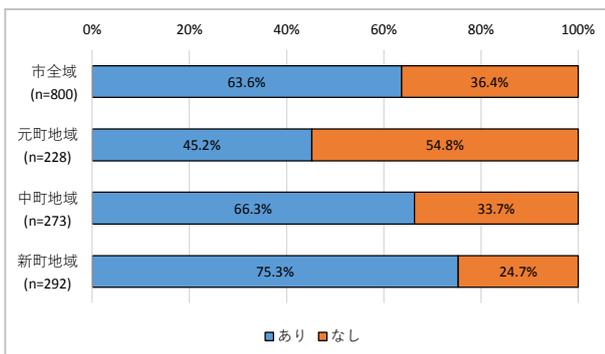
図表 日用品の主な購入先（地域別）



図表 日用品購入先までの主な交通手段（地域別）



図表 自家用車の保有状況（地域別）

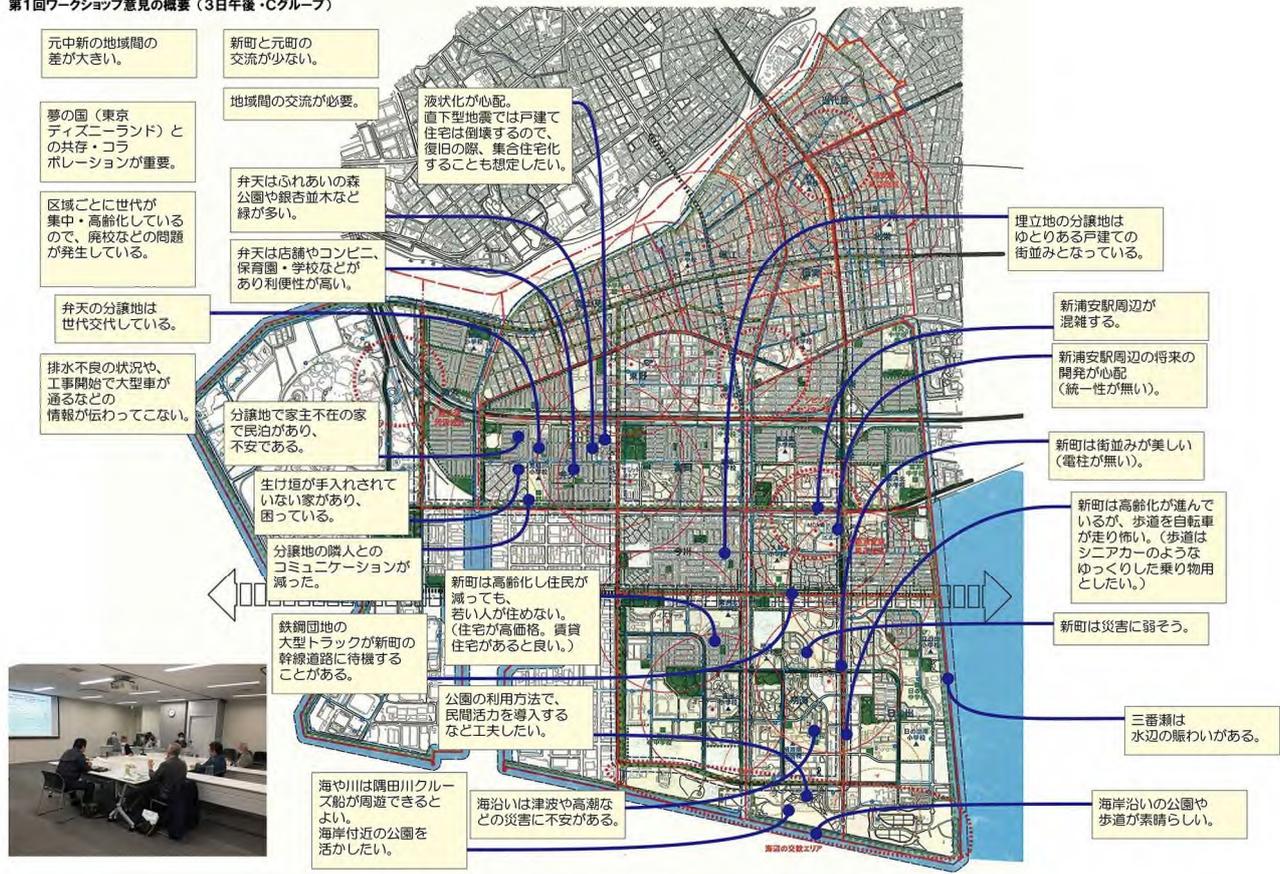


※市全域には地域区分不明分を含む

第1回ワークショップ意見の概要（1日午後・Bグループ）



第1回ワークショップ意見の概要（3日午後・Cグループ）



具体的に、次のような意見交換がされました。

凡例：	 ：強みに関する意見	 ：弱みに関する意見	 ：提案を含む意見
-----	---	---	--

分類	意見
市役所周辺・行政サービス	市役所の近くに大きな公園（浦安公園）ができてよかった。
	図書館が立派だ。
	市の出張所が浦安駅前であり便利だと感じる。
	市役所周辺にはお店が少ない。市のアンテナショップを設置するとよいのでは。
駅周辺の利便性・交通機能	浦安駅から東京方面へ行きやすい。
	浦安駅から新浦安駅はバスで行きやすい。
	新浦安駅周辺にはテナントの賃料を下げて、牛丼屋や赤提灯のお店ができるとよい。
	日の出地区に住んでいるが、新浦安駅に近づくと渋滞している。新宿のバスターミナルのように新浦安駅前のロータリーを立体整備するのはどうか。
	浦安駅はバス停までが遠い。
	浦安駅から舞浜駅はバスで行きにくい。
	舞浜駅ホームでの混雑が気になる。
	浦安駅、新浦安駅、舞浜駅に共通する問題として、駅前の自動車の混雑はどうするのか。
駅周辺の再開発	舞浜駅周辺の開発は、テーマパーク以外の目玉となる、消費を促す施設ができるとよい。
	魚市場がなくなって残念だ。地域の強みを活かすなど、土地の歴史を伝えるようなものが残るとよい。
	舞浜駅北口の再開発が気になる。
	新浦安駅周辺は再開発の余地はないように見えるが、今後どうしていくのか気になる。
	新浦安駅周辺はパッチワークのつぎはぎの開発になっている印象を受ける。
歩行空間	平らな地形なので、高齢者にとっては移動が楽だ。
	平坦な土地で散歩がしやすい。
	埋立地は歩道が広くうらやましい。
	シンボルロード沿いや総合公園など、新型コロナウイルスの状況下でもランニングやウォーキングをしている人が多くみられ、健康づくりしやすいまちだと感じる。
	北栄地区に住んでいるが、歩道が狭く、自転車とのすれ違いの際に危険を感じる。歩道のバリアフリー化が必要だと思う。
	日の出地区に住んでいるが、歩道で自転車と交錯するので危険を感じる。電動車いすが使えて、市内のどこへでも行けるように、高齢者にやさしく、歩行者と自転車の通行区分がされるとよい。
	当代島地区に越えてきてすぐのことは、以前住んでいた場所と比べて歩道がしっかり整備されているという印象だったが、生活し始めると、すれ違いの際に狭いと感じることが出てきた。
	市川へつながるバイパス沿いの歩道は、がたつきや路面が斜めになっている場所があり、歩きにくい。

バス交通	以前住んでいた場所と比べてバス路線網が発達していて、市内どこにでも行きやすい。
	車は持っていないが、バスと自転車で十分だと感じる。
	乗客の少ないバス路線があり、バス路線網が発達していることは利用者にとっては良いことだが、コスト面での検証も必要だと感じる。
	明海地区から舞浜地区のベイエリアへ直接向かうバス路線があるとよい。
道路・交通環境	車道が広くて運転しやすい。
	新浦安駅北口の若潮通りに近隣住民が送迎のため駐停車しており、バスが止まれない。
	今川橋の交差点では、歩行者は信号の切替えに合わせて走ったりで大変。
	朝の時間、第二湾岸道路に鉄鋼団地に向かうトラックが滞留している状況が見られる。
新たな交通サービス	新型コロナウイルスの影響で、テレワーク化が進み、電車の利用が従来よりも減少している。今後どうなるかわからないが、BRT など新たな交通手段の検討も必要ではないか。
	駅周辺の混雑解消や、CO2 削減、浦安－新浦安駅間の移動を考えると、シンボルロードを走る新しい交通手段があるとよい。
	明海地区に住んでいるが、シェアサイクルがあれば浦安駅方面にも行きやすくなると思う。
	新しい交通サービスも含め、市全体で最適化された交通システムが必要。
地域間の移動・交流	入船地区に住んでいるが、Uセンターで元町地域に住んでいる人と交流している。新町側からも行きやすくなるとうい。
	元町地域に残る路地や歴史的な建物を保存したい。元町から新町へ行くときれいで素晴らしいと感じる一方で、新町にお住まいの方からは新町の中で生活が完結しているという意見もあり、新町の方が元町の良さを再発見できるとよい。
	元・中・新町間での交流がない。生活上困ることはないが、寂しいと感じる。元町地域は道が狭く、高齢者にとっては歩きにくい。
	明海地区に住んでいるが、浦安駅側にはほとんど行かなくて、生活範囲としては京葉線を利用して東京側へという感じだ。
	新町地域から浦安駅側へ行くときに、駐車場がなく不便で、バスで行こうとすると、新浦安駅で乗り換えが必要になる。
各地域の特徴	浦安駅周辺は昔ながらの狭い道や小さくて個性的なお店がある。一方で、中町や新町は大きな区画割りと広い道路があり、それぞれ異なる特徴があって面白いと思う。元町に住んでいた人が家族を持つようになると新町に移って、子供が巣立つと元町に戻るといった循環ができていような感じがする。
	市内のどこに住むかによって生活スタイルを選べるので、面白い街だと感じる。
	新町地域は整然としていて、それに比べると元町地域は昔ながらの人情味あふれる街という雰囲気でもコントラストが明確。浦安駅のほうに行くと飲食店もユニークで面白いと感じる。
	新町地域はリゾート地のような景観を自慢できる。
	元・中・新町で現在の街の状況は異なるが、今後 20 年間は地域間の差を埋めていくという意味で、各地域を一体に考えたほうがよいのでは。

工業ゾーン	浦安マリーナは集客性があるので、近くにお店があるとよいのではないか。
	工業ゾーンが今後、どのようになっていくのか気になる。
	工業ゾーンは数十年前に誘致した時とは状況が異なるので、今後もあの場所にある意味があるのか。一方で、例えば住宅地になると市内の交通量が増えてしまうといった心配もある。
沿道の土地利用	第二湾岸道路の沿道は有効活用を図ってほしい。
	新町地域は個人経営のお店が少なく、元町地域と比べると个性的なお店が少ないと感じる。広い歩道があるので、その空間を活かせるのではないかと。
	シンボルロード沿道は、一階部分を店舗利用に限るなどの都市計画が必要ではないかと。
人口構造の変化への対応	中町地域では高齢化が深刻。今後、戸建て地区ではミニ開発や共同化してミニマンションを建てることも必要ではないかと。
	子供が巣立ち、戸建て住宅に残っている世代が身の丈に合ったマンションに移り住みやすくする環境整備が必要。
	高洲地区の分譲集合住宅に住んでいるが、いい意味でも悪い意味でも住民の「平準化」が進んでいる。いい意味では、同じ世代・同じ収入などで価値観も近いところ。悪い意味では、高齢化が一様に進んでしまい、住民の多様性が失われていることがある。住民の世代が多様化することによる弊害もあると思うが、今住みやすい街であることが、将来も住みやすい街であるとは限らないと思うので、都市計画の中で検討してほしい。
	入船北小が廃校になったが、開発時期の違いに応じて後追いする地区が出てくると思う。これからの成熟期においては、住み替えなどいろいろな世代がミックスするようにして、衰退しないようにしたい。
若い世代の住みやすさ・地価の高さ	娘が東野地区に住んでいるが、買い物、医療、子育てと環境が整っており、子育てにはもってこいだと思う。
	高齢化が一番の不安で、自分が住んでいるマンションでは平均年齢は50歳ほど。ほとんどが分譲であるため、家を購入した人がそのまま住み続け、高齢化が進んでいると感じる。住宅価格が高騰しすぎており、若い人は購入できない。賃貸住宅を増やす、補助などの工夫が必要と感じる。
	ディズニーが好きな若者が住めるような環境が新浦安駅周辺にあるとよい。
	入船地区の戸建て住宅地に住んでいるが、地価が高いから子供は近くに住めない。一敷地が大きいからという面もあるが、近所の人とは2分割されるのは嫌だと言っている。
買い物環境	当代島地区に住んでおり、免許返納・自転車も乗るのをやめたが、スーパー・コンビニを歩いて利用できる。
	富士見地区に住んでいるが、近くにスーパーが多くて便利。
	北栄地区に住んでいるが、近所のスーパーが利用できて便利だ。
	当代島地区に住んでおり、近くに魚屋さんがあってよいが、八百屋がもっとあるとよい。
	ショッピングモールが新たにできたが、利用者が少ないように思えて、撤退してしまうのではないかと不安だ。テナント選びを工夫して集客力を上げる必要があると思う。
	舞浜地区に住んでおり、日常の買い物には不便である。ただし、お店が少ないことを覚悟の上で転居してきた面もある。舞浜駅北口に駅ビルができて、日用品の買い物ができるようになれば便利だと思う。
	明海地区に住んでおり、日用品の買い物には不便しないが、服などの買回り品は東京まで買いに行くことが多い。

飲食・娯楽	ランチを楽しめるようなカフェやおしゃれなレストランがもっとできるとよい。
	明海地区に住んでいるが、夜になると行ける飲食店がない。
	大学があるが、学生が放課後楽しめる場所が少ないのは問題だと感じる。治安が悪化する懸念もあるが、バランス次第だと感じる。
空き家対策	今後の空き家対策はどのように進めていくのか気になる。
集合住宅の維持管理	風害の被害が大きく、補修に多額の費用がかかる。
コミュニティ	近所のお年寄りに子供を預けられるような、地域で子供を育てる環境ができればよい。
	若者が地域に貢献できるような仕組みづくりが必要。
	管理組合や自治会の枠組みを超えたエリアマネジメントの取組が必要ではないかと感じる。現在は情報交換やハロウィンイベントを行うこともあるが、もっと周囲を巻き込んでできればと思う。「浦安バル街」のような取組ができればと思う。
	弁天地区では、若い世代が流入し、世代交代が起きているのが見て取れる反面、世代間のコミュニケーションに課題を感じており、まちづくりの担い手不足や、みどりを育てる意識が希薄化してきている。
水辺環境	海岸沿いの遊歩道が素晴らしい。特に緊急事態宣言が出てからありがたみを感じた。
	堤防の一部が地盤沈下している。
	総合公園は海に近いが触ることはできない。葛西臨海公園のようなイメージで、レストランがあったり、直接海に触れることができるようになるとうよい。
	三番瀬から総合公園、舞浜地区の海岸はきれいに整備されているが、港や千鳥地区のほか、浦安駅までランニング・ウォーキングできるコースがほしい。
	東京湾に面した立地を十分活かしているかを感じる。葛西臨海公園まで来ている隅田川のリパークルーズや、「ウォータース竹芝」のように、クルーズ船が停泊できる場所があるとよい。東京側へ行けると面白い観光展開ができるのではないかな。
公園	公園に活気がないと感じる。民間企業と連携してカフェを作るなど、くつろげるスペースになればと思う。
	以前住んでいた場所と比べて、当代島地区は小さい公園がたくさんあることが良いと感じるが、大きな公園もあるとうよいという気持ちも出てきた。
	入船地区に住んでおり、運動公園を利用したいが、車がないので行きにくい。
密集市街地	元町地域の古くからの街は、広い道路のみを作るのではなく細い路地も活かして、ただのきれいな街ではなく、界隈性を残してほしい。路地はここが通り抜けられるなどの表示があると入っていきやすいと感じる。
	密集市街地では地震火災が心配だ。道路が狭いので消防活動も困難。
液状化	入船地区の戸建て住宅地で液状化被害は発生したが、それでも住み続けたいと感じており、むしろ地域の結束が強まった感じがする。
	明海に住んでいるが、現在の液状化対策の状況が気になる。
	舞浜地区では液状化被害がひどかったが、残念ながら液状化対策工事は行えなかった。

下水道の断水	当代島地区に住んでいるが、東日本大震災の際は断水がおきた。
	舞浜地区に住んでいるが、震災時は下水道が断水したことが一番の不便で、1か月ほど断水が続いた。
水害対策	旧江戸川沿いに住んでいるので川の氾濫が心配。周囲の人はさほど心配していないようだが、隣の江戸川区の水害ハザードマップで「ここにはダメです」と言っているのを見ると、浦安も心配になる。市の水害対策の状況についてもっとよく知りたい。
	水害時は近くの公民館に避難するだけで本当に大丈夫なのか心配。
	高潮が心配だ。
	今まで被害は経験していないが、舞浜地区は川に近く海拔も低いので大雨時の水害が心配だ。
防犯	浸水ハザードマップを見ると少しは浸水する可能性があるとして示されているので不安だ。
	治安がいいと感じる。
医療	入船の戸建て地区で、空き巣被害が発生している。
	入船地区に住んでいるが、通院に便利。歩いても行けるが、おさんぽバスができたので、歳をとった時にも安心である。
教育	中・高等教育が弱く、市外に進学するケースが多いと感じる。
市のPR・イベント	若い人に入ってきてもらうためにはより積極的な市のPRが必要。
	ラグビー場の活用など、子供たちが参加できるスポーツイベントをもっと開催してほしい。
	花火大会やイベントなど、もっと市外に向けてアピールしたほうがよいのでは。
テーマパーク	テーマパークが好きで越してきた。
	成人式が自慢できる。
	今の浦安に漁師町のイメージを持っている人は少なく、今後、浦安に住みたい人を増やすためにはテーマパークとの連携を図ることが必要ではないか。今はまだまだと感じる。

5 都市計画マスタープラン策定の経緯

都市計画マスタープランの策定に当たっては、「浦安市都市計画マスタープランに関するアンケート調査」や「市民ワークショップ」、「パブリックコメント」などの市民参加手法により、広く市民の意識や意見をお聞きいたしました。

市民意見等を踏まえながら、「浦安市都市計画マスタープラン検討委員会」及び「浦安市都市計画マスタープラン庁内検討会」を中心に協議・検討を重ね、新しい都市計画マスタープランの案を作成しました。

この案について、令和3年3月25日に「浦安市都市計画審議会」への諮問を行った結果、「原案どおり策定することが適当」との答申があったため、同月、新しい「浦安市都市計画マスタープラン」を策定いたしました。

< 1. 市民参加の概要 >

(1) 浦安市都市計画マスタープランに関するアンケート調査（令和2年3月）

アンケート調査は、まちの住みやすさの評価やまちづくりの方向性などについて市民の意見を伺い、新しい都市計画マスタープランの策定の基礎資料とするため実施しました。対象は、浦安市在住の16歳以上の方2,000人（無作為抽出）とし、配布総数1,945票、回収数855票、有効回収率は44.0%でした。

※概要については、「P.123～129 [3](#)市民アンケート結果概要」を参照ください。

(2) 浦安市都市計画マスタープラン検討委員会（令和2年3月～令和3年3月）

都市計画マスタープランの検討を行うために設置した「浦安市都市計画マスタープラン検討委員会」に、公募により、3名の市民委員にご参加いただきました。

※概要については、「P.138～140 2. 会議の概要 (1) 浦安市都市計画マスタープラン検討委員会・庁内検討会 ①浦安市都市計画マスタープラン検討委員会」を参照ください。

(3) 市民ワークショップ（令和2年11月1・3日、21・22日）

都市計画マスタープランに、市民の皆さんの意見を反映させるため、令和2年11月に、アンケートで参加意向のあった方13名による2回の市民ワークショップを行いました。グループワークを通じて、市民の「地域のまちづくりへの思いや考え」を伺いました。

※概要については、「P.130～136 [4](#)市民ワークショップ結果概要」を参照ください。

(4) パブリックコメント（令和3年2月1日～3月2日）

令和3年2月1日から令和3年3月2日まで、浦安市都市計画マスタープラン（素案）を市ホームページ等で公表し、1人の市民から5件の意見をいただきました。

<計画案等への反映結果>

5件

A：意見を受けて加筆・修正したもの 0件

B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの 1件

C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの 2件

D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの 0件

E：うち計画案に関連する質問などその他のもの 2件

<2. 会議の概要>

(1) 浦安市都市計画マスタープラン検討委員会・庁内検討会（令和2年3月～令和3年3月）

都市計画マスタープランの検討を行うため、学識者、関係団体の代表者、市民、県職員、市職員の15名で構成される「浦安市都市計画マスタープラン検討委員会」を設置しました。

また、これにあわせ、検討委員会での検討を円滑かつ効率的に進めるため、都市政策部長と庁内各部の次長で構成する「浦安市都市計画マスタープラン庁内検討会」を設置しました。

令和2年3月から令和3年3月まで、それぞれ会議を6回ずつ開催し、市民意見等を踏まえながら、協議・検討を重ね、都市計画マスタープランの案を作成いたしました。

① 浦安市都市計画マスタープラン検討委員会

■会議の概要

	開催日	議事概要
第1回	令和2年3月9日	(1) 会議の進め方 (2) 都市計画マスタープラン策定の基本的考え方 (3) 浦安市の現状と課題
第2回	令和2年7月7日	(1) 第1回検討委員会でのご意見と対応等について (2) 新・都市計画マスタープランの分野別方針の骨子（案）について (3) 新・都市計画マスタープランの地域区分の考え方
第3回	令和2年10月9日	(1) 新・都市計画マスタープランの基本的な考え方 (2) 新・都市計画マスタープランの分野別まちづくり方針 (3) 新・都市計画マスタープランの地域区分の考え方 (4) 新・都市計画マスタープランの基本目標の実現に向けて
第4回	令和2年11月24日	(1) 第3章「全体構想」の変更点について (2) 「地域別構想」の取り扱いと「住宅地特性格構想」について (3) 第5章「基本目標の実現に向けて」の変更点について (4) 市民ワークショップの報告
第5回	令和3年1月13日	(1) 新・都市計画マスタープラン・素案（1～3章、5章） (2) 第4章「持続可能なまちづくり*」に向けてについて (3) 今後のスケジュールについて
第6回	令和3年3月22日	(1) 都市計画マスタープラン（案）について

■浦安市都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 浦安市の良好な都市環境の実現に向け、都市計画法に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「浦安市都市計画マスタープラン」という）を策定するため、浦安市都市計画マスタープラン検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、浦安市の都市計画に関する基本的な方針となる「浦安市都市計画マスタープラン」策定に係る事項について、検討及び協議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体の代表者

(3) 市民

(4) 県職員

(5) 市職員

2 委員の任期は、浦安市都市計画マスタープランの策定が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各々1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(参考意見等の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、参考意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市政策部都市計画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年11月15日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。

■浦安市都市計画マスタープラン検討委員会委員名簿（五十音順、敬称略）

	氏名	所属
学識経験者	加藤 孝明	東京大学生産技術研究所教授
学識経験者	中西 正彦	横浜市立大学大学院都市社会文化研究科教授
学識経験者	浜島 裕美	明海大学不動産学部教授
○副委員長 学識経験者	松本 昭	一般財団法人ハウジングアンドコミュニティ財団 専務理事
◎委員長 学識経験者	村木 美貴	千葉大学大学院工学研究院教授
関係団体の代表者	齊藤 栄一	浦安商工会議所副会頭
関係団体の代表者	塩谷 祐司	浦安市自治会連合会副会長
市民	安藤 秀明	—
市民	石川 好信	—
市民	五月女 香代子	—
県職員	小川 剛志	千葉県県土整備部都市整備局都市計画課長（～令和2年3月）
県職員	横須賀 努	千葉県県土整備部都市整備局都市計画課長（令和2年4月～）
市職員	小檜山 天	企画部長
市職員	橋野 まり子	市民経済部長（～令和2年3月）
市職員	杉山 正毅	市民経済部長（令和2年4月～）
市職員	橋野 浩	環境部長
市職員	高橋 亮一	都市政策部長
市職員	知久 岳史	都市整備部長

② 浦安市都市計画マスタープラン庁内検討会

■会議の概要

	開催日	議事概要
第1回	令和2年2月27日	(1) 会議の進め方 (2) 都市計画マスタープラン策定の基本的考え方 (3) 浦安市の現状と課題
第2回	令和2年7月1日	(1) 第1回検討委員会でのご意見と対応等について (2) 新・都市計画マスタープランの分野別方針の骨子（案）について (3) 新・都市計画マスタープランの地域区分の考え方
第3回	令和2年9月30日	(1) 新・都市計画マスタープランの基本的な考え方 (2) 新・都市計画マスタープランの分野別まちづくり方針 (3) 新・都市計画マスタープランの地域区分の考え方 (4) 新・都市計画マスタープランの基本目標の実現に向けて
第4回	令和2年11月10日	(1) 第3章「全体構想」の変更点について (2) 「地域別構想」の取り扱いと「住宅地特性格構想」について (3) 第5章「基本目標の実現に向けて」の変更点について (4) 市民ワークショップの報告
第5回	令和3年1月6日	(1) 新・都市計画マスタープラン・素案（1～3章、5章） (2) 第4章「持続可能なまちづくり*」に向けてについて (3) 今後のスケジュールについて
第6回	令和3年3月15日	(1) 都市計画マスタープランの案について

■浦安市都市計画マスタープラン庁内検討会設置要綱

(設置)

第1条 浦安市の良好な都市環境の実現に向け、都市計画法に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「浦安市都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、浦安市都市計画マスタープラン庁内検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について、検討及び協議する。

- 1) 本市の目指すまちづくり方針に関する事項
- 2) 分野別まちづくり方針に関する事項
- 3) 地域別まちづくり方針に関する事項
- 4) まちづくりの進め方に関する事項
- 5) その他浦安市都市計画マスタープランの策定に必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会長等)

第4条 会長は都市政策部長の職にある者を、副会長は都市政策部次長の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、浦安市都市計画マスタープランの策定が完了するまでの期間とする。

(会議)

第6条 会長は、検討会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 検討会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 検討会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、都市政策部都市計画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月15日から施行する。

(別表)

都市政策部	部長
総務部	次長
企画部	次長
財務部	次長
市民経済部	次長
福祉部	次長
健康こども部	次長
環境部	次長
都市政策部	次長
都市整備部	次長
教育総務部	次長
生涯学習部	次長
消防本部	次長

(2) 庁議 (令和2年12月、令和3年1月、3月)

都市計画マスタープランについて、2回審議を行うとともに、パブリックコメントの実施結果の報告を行いました。

■会議の概要

	開催日	区分	内容
1	令和2年12月15日	議題	・浦安市都市計画マスタープランの策定について
2	令和3年1月14日	議題	・浦安市都市計画マスタープラン(素案)について
3	令和3年3月12日	報告	・浦安市都市計画マスタープラン(素案)の意見募集結果について

(3) 浦安市都市計画審議会 (令和2年12月・令和3年3月)

令和2年12月24日に、浦安市都市計画マスタープランの策定に関する中間報告を行い、様々なご意見をいただきました。

令和3年3月25日には、都市計画マスタープラン(案)の諮問を行い、慎重な審議の結果、令和3年3月26日、「原案どおり策定することを適当と認めます。」と答申を受けました。

■都市計画審議会への報告・諮問

	開催日	議事概要
1	令和2年12月24日	・浦安市都市計画マスタープランについて (中間報告)
2	令和3年3月25日	・浦安市都市計画マスタープランの策定について (諮問)

浦安市都市計画マスタープラン
令和3年(2021年)3月

発行：浦安市都市政策部都市計画課
〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
電話（代表） 047-351-1111
URL <http://www.city.urayasu/lg.jp/>